



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

わが国の人口は平成 20 年以降、減少に転じています。こうした中、少子超高齢社会や核家族化の進行、世帯の少人数化の進行など、社会状況は大きく変化し、それに伴い福祉ニーズも多様化しています。八千代市（以下「本市」という。）は首都 30 キロ圏の位置と交通の便、自然環境の良さから首都圏のベッドタウンとして急激に発展し、近年も人口が増加しておりますが、65 歳以上の高齢者の増加も続いています。地域社会に目を向けると生活習慣や価値観の多様化、核家族化が進むことにより、一人暮らし世帯の増大や孤独死、社会的孤立により支援の手が届かないなどの新たな生活課題や社会問題が生じています。

こうした課題を解決するためには、市民が地域課題に対して関心を持ち、自らが積極的に解決に向けて地域に関わっていくことが求められます。また、個人ができることには限界があります。そこで、個人の活動を地域全体の活動につなげ、地域の力によって解決に取り組むことも重要となります。本市においては、市民の主体的な参加による地域・関係団体が身のまわりに起こる生活上のさまざまな課題や問題について協議し、協力体制を整えながら問題解決のために自主的な福祉活動を展開しています。しかし、世帯の少人数化が進行しており、地域のつながりが希薄化し、支え合いや助け合いといった地域力の低下がより一層懸念されています。こうした市民活動が持続的なものになるよう、市がその活動を支援していくことも必要となります。

このように、市民、地域・関係団体、市が協働で、あるいはお互いの役割を分かち合いながら、取り組んでいくことが今後の地域社会のあり方ともいえ、近年の社会状況の変化とそれに伴う福祉ニーズの多様化に対応していくためには、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは対応が困難であり、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

また、近年では地震や台風などの自然災害の発生による被害の発生や感染症の拡大等が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

感染症の拡大は、市民の交流や見守り、地域福祉活動やボランティア活動にも影響を及ぼしています。こうした活動に支えられてきた人たちは社会参加の機会減少、閉じこもりがちな生活になってしまうなどの課題が生じています。

そこで、このような地域全体が直面する課題をあらためて共有し、地域共生社会の実現を目的として、包括的な支援が行える地域や体制の仕組づくりなどをすすめるため、社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）により、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める市町村地域福祉計画について、同法 107 条において、策定について任意とされていたものを努力義務とされたこととともに、策定に際しては、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通の事項を記載する上位計画として位置づけられました。

本市においても地域福祉を推進するための基本的な理念と仕組みを明らかにするために、このたび令和 3 年度から 6 年度を計画期間とする「八千代市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。

**【参考】 社会福祉法（抜粋）**

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## ＜地域共生社会とは＞

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、市民や地域・関係団体が参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

近年、私たちを取り巻く環境は少子超高齢社会の進行や核家族化、非正規雇用の増加など、大きく変容しています。また、子育ての不安や児童虐待、認知症をはじめとする介護負担や子育てと介護を同時に担うダブルケア、80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える8050問題や不登校など、様々な生活課題が顕在化しています。

これらの生活課題を解決していくためには、市民一人ひとりが生活課題を自らの課題としてとらえ、解決していく視点が重要となります。さらに、地域の中で課題を共有し、主体的に課題の解決に取り組んでいく「地域力」を向上させることや、関係機関・団体、事業者、ボランティア等の有機的なつながりを深め、地域における活動の輪を広げていくことが、地域福祉の推進にとっても大切となってきます。

社会福祉法第106条の3においても、市民、地域・関係団体が地域の課題を捉えられるような地域づくりや様々な相談を受け止める場の整備、相談機関の協働・ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の新たな努力義務とされています。

### 【参考】 社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- （1） 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- （2） 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- （3） 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

## (2) 計画策定の流れ

---

地域福祉計画の内容は、支援が必要な高齢者や障害者等に関わる施策をはじめとする、様々な分野にわたっており、本市の地域福祉の現状を把握し、計画に反映するため、市民・関係団体を対象としたアンケート調査や地域福祉活動関係団体・事業者へのヒアリング調査を実施しました。

また、本計画の策定にあたり、地域福祉関係当事者等の意見を反映するとともに、地域をとりまく環境や実情等を踏まえた計画とするために、関係団体や学識経験者及び市民等を委員として設置された協議会や市役所の関係部署による庁内調整会議において、計画の審議を行いました。

さらに、計画の素案については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 八千代市総合計画との関係

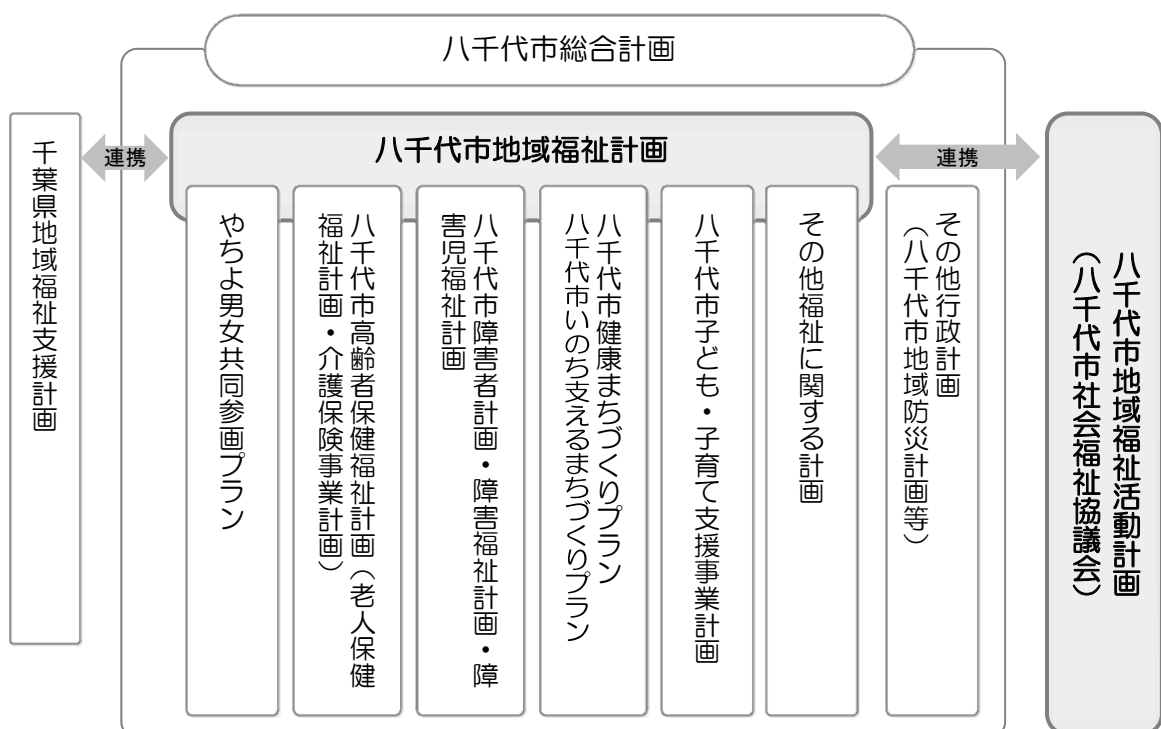
本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成され、基本構想は、令和3年度から令和10年度までの8年間とし、長期的な視点から、まちづくりを進める上での将来都市像と基本理念を示すとともに、将来都市像の実現に向けた施策の大綱を示しています。基本計画は、令和3年度から6年度までの4年間を前期、令和7年度から10年度までの4年間を後期とし、基本構想を実現するため、重点的に実施する施策を位置付けるほか、まちづくりの基本的な施策を体系的に示す計画です。実施計画は、基本計画において定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を示したものです。

本計画は、本市の最上位計画である八千代市第5次総合計画との整合を保ちながら策定しました。

### (2) 他の福祉分野の個別計画との関係

平成29年度の社会福祉法の改正により、地域福祉計画は「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける」と定められました。

本計画は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等を横断的につなげる総合的な計画として、各種行政計画等との連携を取りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図ります。また、千葉県地域福祉支援計画との整合を図ります。

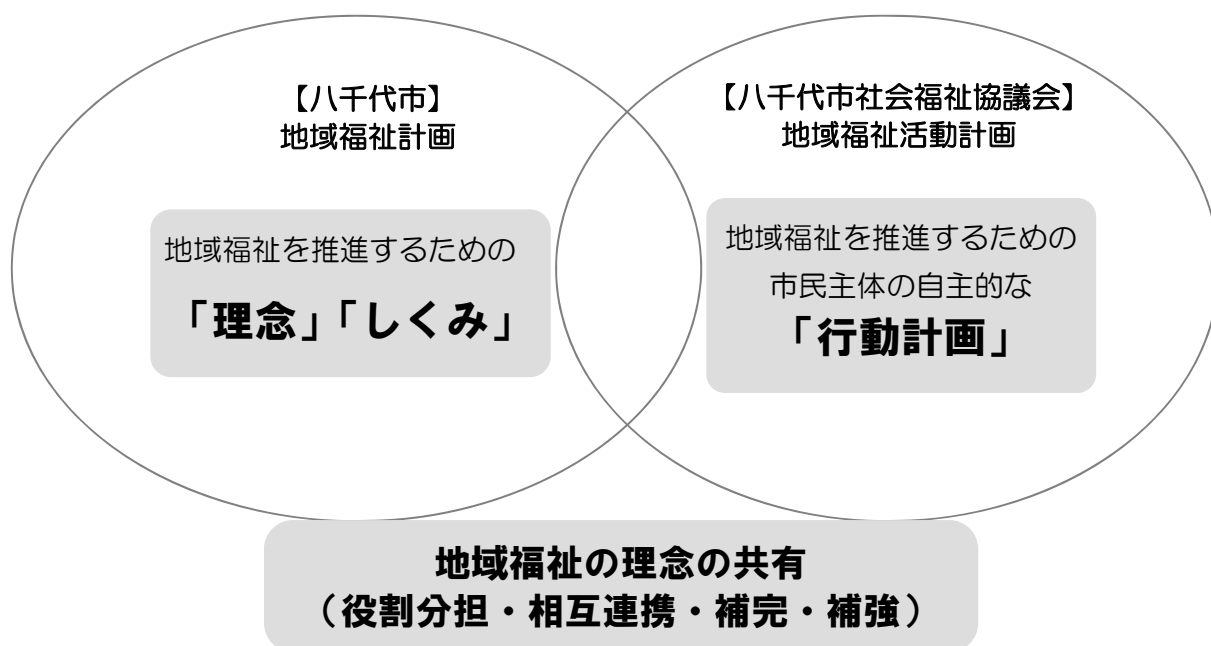


### (3) 八千代市地域福祉活動計画（社会福祉協議会策定）との関係

社会福祉法第 109 条においては、市町村に設立された社会福祉法人である社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられ、本市においては八千代市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が担います。

「地域福祉計画」は、地域の助け合いによる地域福祉を推進するための「理念」と「しくみ」をつくる行政計画です。一方、「地域福祉活動計画」は社協が地域福祉の推進を目的として策定する行動計画であり、市民が生活していくうえでの困りごとや望むことに気づき、その解決や向上を目指す取組について考え、地域で支え合い、助け合える地域共生社会の実現をすすめるための、市民主体による自主的な計画となります。本市においても、社協により地域福祉活動計画が策定されています。

本市においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、その理念や地域福祉推進の方向性などを市と社協が共有・連携することにより、一体的な地域福祉の推進を図るものです。

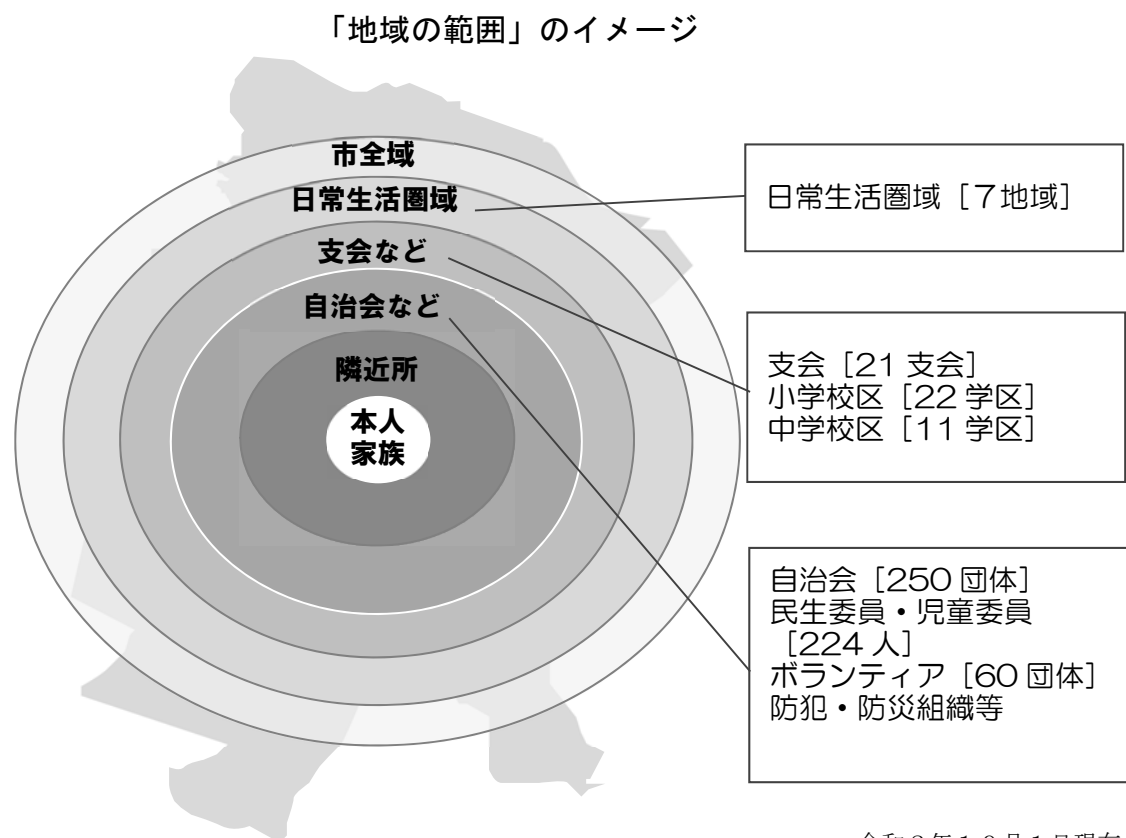


### 3 計画の基本的考え方

#### (1) 地域のとらえ方

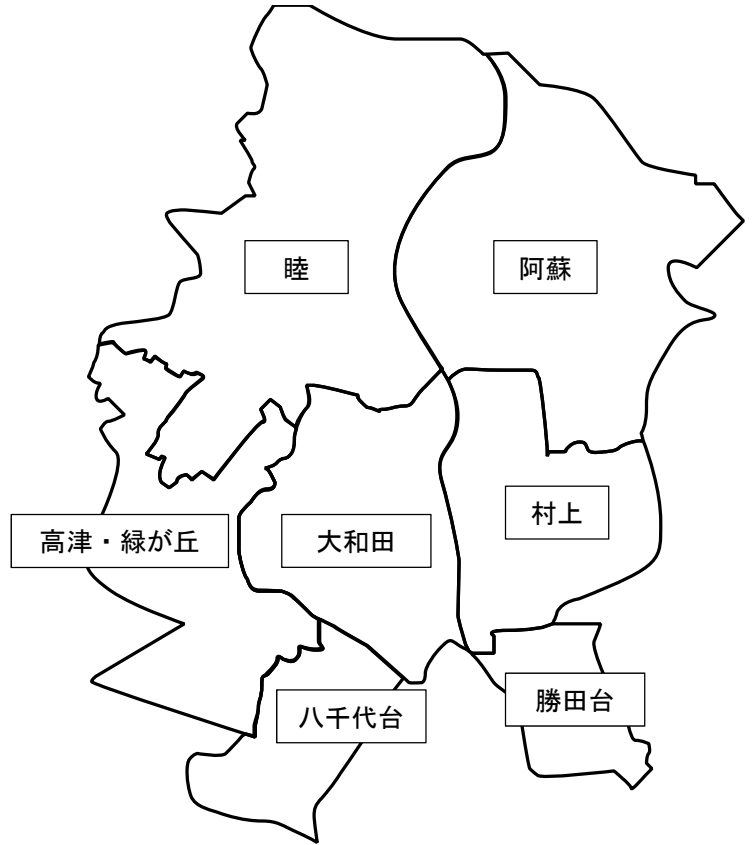
市民に身近な助け合い、支え合い活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、もっとも市民に身近な「地域の範囲」を考え、計画をつくる必要があります。そのため、本計画においては、本市のこれまでの文化、圏域や人口規模等を考慮し、7つの地域を日常生活圏域として定めています。この圏域は、人口規模や地域の歴史性、同一性などを考慮して、20年ほど前より地域コミュニティを推進するための地域として定められており、アンケート調査からも市民にとって、身近な地域として認識されていることがうかがえたことから、市民活動を展開していく一つの単位として捉えていきます。

また、本市では、身のまわりに起きる生活上のさまざまな課題や問題について問題解決のために、地域・関係団体が自主的な福祉活動を展開しています。



## 7つの地域の区分

地域	範囲
阿蘇地域	下高野・米本・米本団地・神野・保品・堀の内・上高野（阿蘇中学区内）
村上地域	村上・村上南・村上団地・下市場・勝田台北・上高野（村上東中学区内）
睦地域	桑納・麦丸・吉橋・真木野・神久保・小池・桑橋・佐山・平戸・島田・島田台・尾崎・大学町
大和田地域	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・大和田新田の一部（萱田中・大和田中の学区内）
高津・緑が丘地域	高津・高津東・高津団地・緑が丘・緑が丘西・大和田新田の一部（高津中・東高津中の学区内）
八千代台地域	八千代台東・八千代台西・八千代台南・八千代台北
勝田台地域	勝田・勝田台・勝田台南





## (2) 計画の基本的な視点

地域の課題は複雑化、多様化しており、既存の施策や支援だけでは解決することが難しい状況となっています。

社会構造の変化や、人々の生活様式の変化を踏まえ、制度や分野にまたがり、支え手と受け手といった枠を超え、市民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら暮らしていくという「地域共生社会」の概念の下、一人ひとりの暮らしと生きがいを持つことができる地域社会をつくる必要があります。地域に暮らす誰もが、多様な課題を抱える可能性があり、身近な地域に暮らす他人の悩みや不安を、自分が当事者であると捉えて、主体的に地域社会づくりに取り組むことが重要です。

また、課題の解決に当たっては、福祉活動団体や関係機関が連携して、生活課題を把握し、解決につなげるための包括的な支援体制づくりが必要です。行政においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない各分野を横断的につなげる相談体制を構築することが求められています。

このような市民や福祉活動団体、関係機関、行政それぞれの主体による連携や役割分担を、国の地域包括ケアシステムの推進における考え、また、千葉県地域福祉支援計画の考えを踏襲し、「自助」「互助・共助」「公助」の取組と表し、本計画では、この取組により、地域共生社会の実現を推進します。

## (3) 市民主体による福祉のまちづくりの推進

地域福祉を推進するうえでは、地域の様々な課題を自らのことと考え、解決に向けて活動する主体的な取組が重要です。全ての市民一人ひとりが地域の中で自立し、地域への関心を深め、一方で支え合い・助け合うことにより、コミュニティをつくりあげていくことが地域福祉の根幹となっています。また、保険料納付による社会保険制度の支え合いは高齢者の生活や傷病時だけでなく、将来への備えにもつながっていきます。

市民がこのような「自助」「互助・共助」の概念に基づき、福祉のまちづくりに積極的に参加していくことができるようにしていく必要があります。

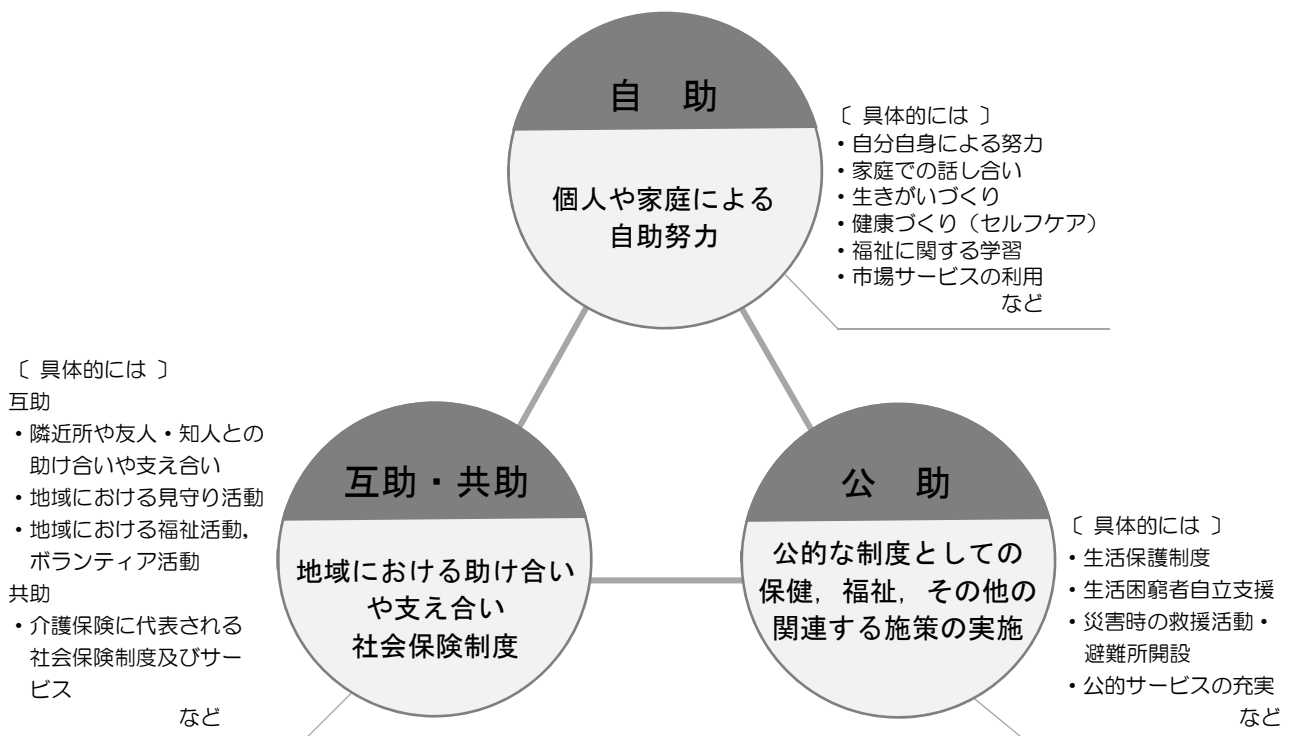
#### (4) 協働による福祉のまちづくりの推進

社会状況の変化とともに、市民が抱える問題も複雑になっています。「自助」では解決が難しい地域課題に対しては、地域の力を活用した「互助・共助」による支え合いが重要となります。それでも解決が難しい場合、「公助」の支援により福祉サービスを提供するとともに、「自助」「互助・共助」の力を強化することが求められます。

本市においては、福祉のセーフティネットにおける総合相談・地域包括の基幹は市が行い、市民の福祉活動等の地域福祉の推進は社協が実施する体制を構築しており、かつ、市・社協は市民と生活課題を発見・気づく機能の仕組みづくりを展開するとともに、市民、地域・関係団体と共に支援のネットワークを築いていきます。

地域における見守り、アウトリーチの機能においては民生委員や事業所・ボランティアが担っていますが、それぞれに連携を促すことで、地域力を強化するとともに、包括的支援体制を整備し、横断的な問題については、各部門をまたぎ連携しながら解決につなげていきます。

地域福祉においては、「自助」「互助・共助」「公助」の取組が一体となり、市民、地域・関係団体、市が協働して福祉のまちづくりを推進する体制が必要です。



## 4 計画期間

### (1) 計画の期間

本計画は令和3年度から令和6年度までの4か年とします。

計画の期間

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
第4次				八千代市第5次総合計画 (基本構想)								
				八千代市地域福祉計画								
				八千代市地域福祉活動計画								
第1次				第2次やちよ男女共同参画プラン								
第7次 第6期		第8次 第7期		八千代市高齢者保健福祉計画 (第9次老人保健福祉計画 ・第8期介護保険事業計画)								
第4次				八千代市第5次障害者計画								
第4期		第5期 第1期		八千代市第6期障害福祉計画 八千代市第2期障害児福祉計画								
第2次		八千代市第2次健康まちづくりプラン改訂版 八千代市いのち支えるまちづくりプラン										
第1期				第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画								

### (2) 中間評価

計画の推進にあたっては、中間で計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証し、後半の計画の推進ならびに次期の計画に反映するものとしてします。

## 5 策定体制

### (1) 策定・推進協議会

本計画の策定に当たり、関係団体や学識経験者及び市民等を委員とした八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。

#### ■協議会の構成

選出区分	構成員機関
地域の医療や福祉に関する識見を有する者	八千代市医師会 八千代市歯科医師会 八千代市薬剤師会 大学（地域福祉学専攻）
地域福祉を担当する者	八千代市社会福祉協議会支会長連合会 八千代市民生委員・児童委員協議会連合会 八千代市自治会連合会 八千代市PTA連絡協議会 八千代商工会議所 八千代市障害者自立支援協議会 八千代市長寿会連合会 八千代市ボランティアセンター運営委員会
市民	市民公募により選ばれた者

## (2) 調査、会議の実施等意見集約

本計画の策定の基礎資料とするため、令和元年10月に市民アンケート、令和元年12月から令和2年1月にかけて関係団体へのアンケート調査を実施しました。また、令和2年度には関係団体へのヒアリングを実施しました。

令和元年度には3回の協議会が開催され、市民アンケート調査・関係団体調査やその結果の整理、本市の現状を反映させた、計画の骨子について検討がなされました。

また、令和元年度に実施した地域福祉シンポジウムや地域懇談会での皆様からの意見も取り入れました。

### ■市民アンケートの概要

	内容
調査対象	市内在住の18歳以上の人
調査期間	令和元年10月
配布数	3,000人（うち、宛名不明戻り8人）
有効回収数	1,177人
有効回収率	39.3%

### ■関係団体アンケート調査の概要

	内容
調査対象	市内において活動している団体や事業所等
調査期間	令和元年12月～令和2年1月
配布数	339件（うち、宛名不明等戻り10件）
有効回収数	151件
有効回収率	45.9%

## ■協議会の開催概要

	主な協議事項
令和元年度 第1回	・市民アンケート調査について
令和元年度 第2回	・課題検討
令和元年度 第3回	・骨子案体系及び計画に盛り込むべき事項について
令和2年度 第1回	・圏域について ・基本理念について ・施策ごとに展開する市民の取組・地域の取組について
令和2年度 第2回	・圏域について ・基本理念について ・素案について
令和2年度 第3回	・八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画（原案）について

## ■地域福祉シンポジウム開催の概要

	内容
開催日時	令和元年9月21日（土）13：30～16：00
開催場所	八千代市市民会館・小ホール（八千代市萱田町728）
内容	・基調講演 『地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくり』
参加者数	141名

## ■地域懇談会開催の概要

地区	内容
阿蘇地域懇談会	・開催日時：令和元年10月19日（土）10：00～12：00 ・会場：社会福祉法人鳳雄会 ほうゆうの里 ・参加者：13名
村上地域懇談会	・開催日時：令和元年10月19日（土）14：00～16：00 ・会場：社会福祉法人清明会 むらかみの郷 ・参加者：19名
睦地域懇談会	・開催日時：令和元年11月23日（土）14：00～16：00 ・会場：農業交流センター ・参加者：12名
大和田地域 懇談会	・開催日時：令和元年11月10日（日）14：00～16：00 ・会場：八千代市福祉センター4階 ・参加者：21名
高津・緑が丘 地域懇談会	・開催日時：令和元年11月24日（日）14：00～16：00 ・会場：緑が丘公民館 ・参加者：27名
八千代台地域 懇談会	・開催日時：令和元年11月16日（土）10：00～12：00 ・会場：八千代台自治会館 ・参加者：42名
勝田台地域 懇談会	・開催日時：令和元年11月24日（日）10：00～12：00 ・会場：勝田台会館 ・参加者：24名



## 第 2 章

# 八千代市の現状

## 1 八千代市の現況

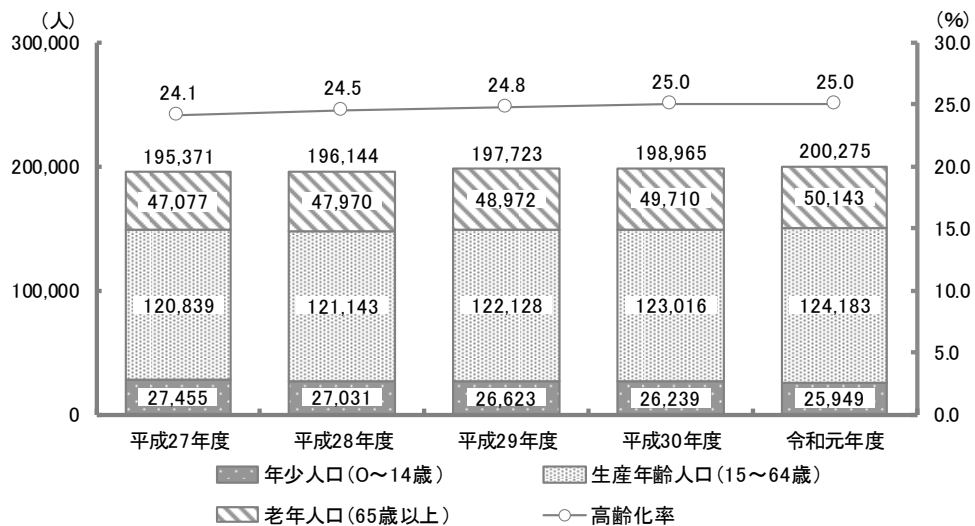
### (1) 人口・世帯および年齢別割合の状況

#### ① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

全国、千葉県においては、人口減少の局面を迎えている中、本市の人口の推移をみると、増加傾向となっており、令和元年度は200,275人と、平成27年度に比べ4,904人増加しています。

年齢3区分別人口をみると、0～14歳は年々減少しており、令和元年度は25,949人となっています。15～64歳は年々増加しており、令和元年度は124,183人となっています。また、65歳以上も年々増加しており、令和元年度は50,143人で高齢化率は25.0%と住民の4人に1人が高齢者という状況になっています。

年齢3区分別人口の推移



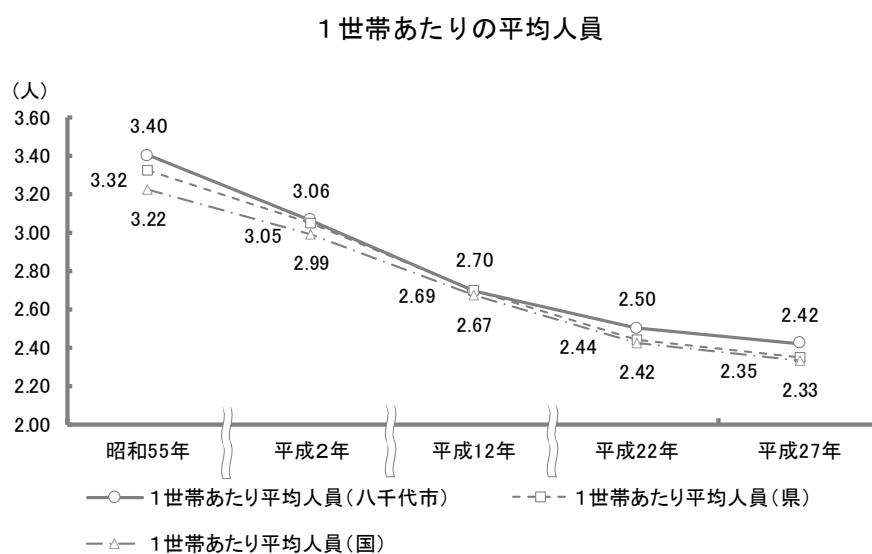
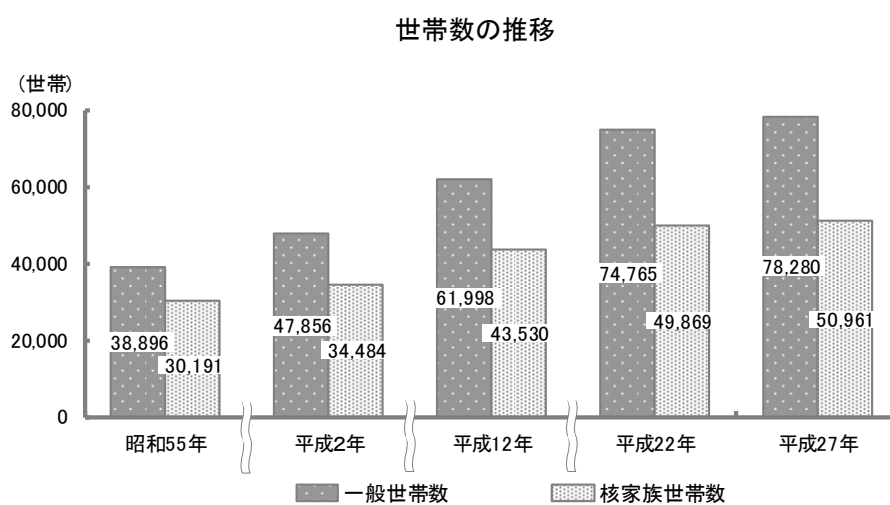
資料：八千代市：住民基本台帳（各年度3月末現在）

※年齢3区分別人口とは、年齢別人口構造の指標として総人口を3つの年齢区分に分けたもので、0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口とする。

## ② 世帯の推移

一般世帯数の推移をみると、増加しており、平成 27 年は 78,280 世帯となっています。また、核家族世帯数も増加しており、平成 27 年は 50,961 世帯となっています。

一方、1 世帯あたり平均人員は減少しており、平成 27 年は 2.42 人となっています。全国、千葉県の水準よりはやや高いものの、世帯の少人数化は着実に進行しています。

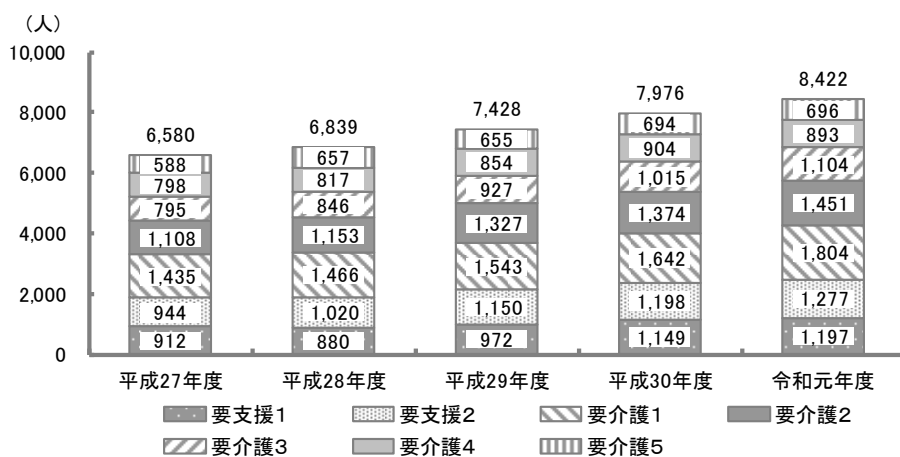




## (2) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると増加しており、令和元年度は8,422人（高齢者数の16.8%）となっています。中でも、要介護1の人数の伸びが大きく、平成27年度から令和元年度にかけて369人増加しています。

要支援・要介護認定者数の推移



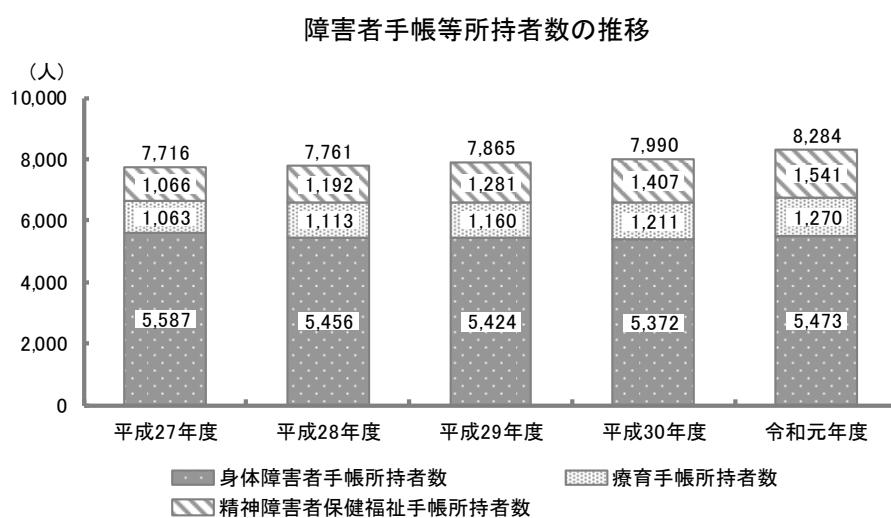
※ 2号被保険者（40歳～64歳）含む  
資料：長寿支援課（各年度3月末現在）



### (3) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳等所持者数の推移をみると増加しており、令和元年度は8,284人となっています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向にありましたが、令和元年度は5,473人と前年度より増加しています。また、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しており、令和元年度は、療育手帳所持者は1,270人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,541人となっています。



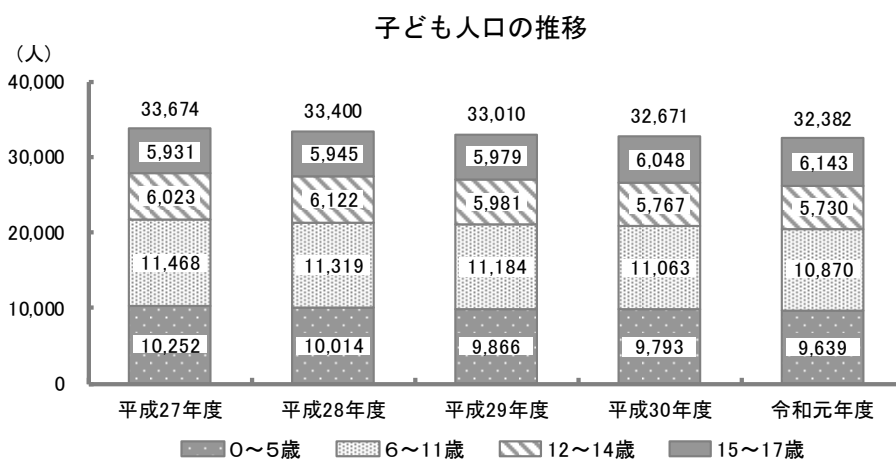
資料：障害者支援課（各年度3月末現在）

## (4) 子どもの状況

### ①子ども人口の推移

子ども人口の推移をみると減少しており、令和元年度は 32,382 人と市の総人口は増加している一方で少子化が進んでいます。

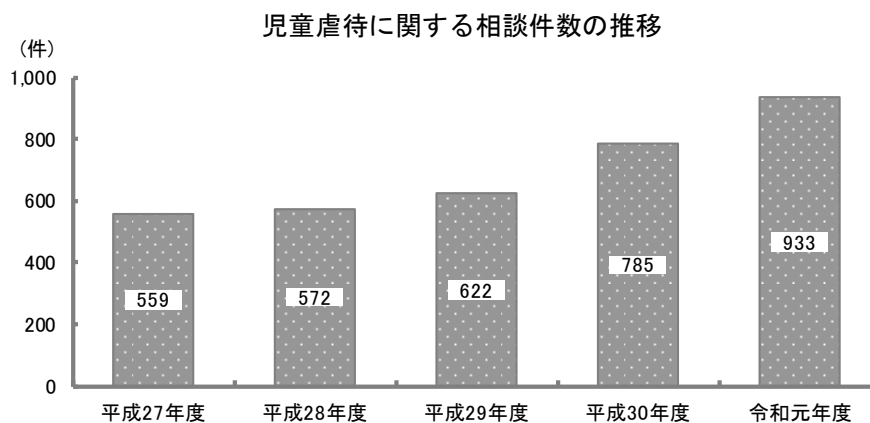
年齢区分別にみると、令和元年度は 0～5 歳は 9,639 人、6～11 歳は 10,870 人、12～14 歳は 5,730 人、15～17 歳は 6,143 人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

### ②児童虐待に関する相談件数の推移

児童虐待に関する相談件数の推移をみると増加しており、令和元年度は 933 件と、平成 27 年度と比較すると約 1.7 倍となっています。

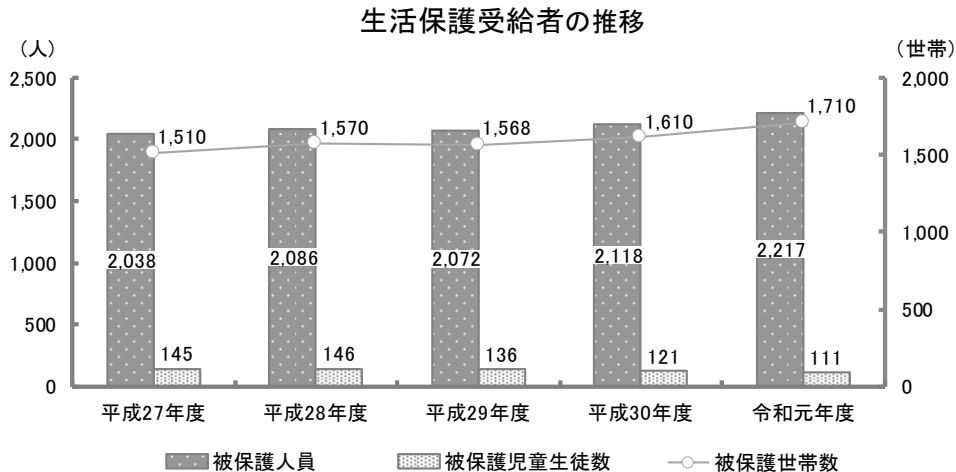


資料：子ども相談センター（各年度3月末現在）

## (5) 生活困窮者の状況（子どもの就学援助を含む）

### ①生活保護受給者の推移

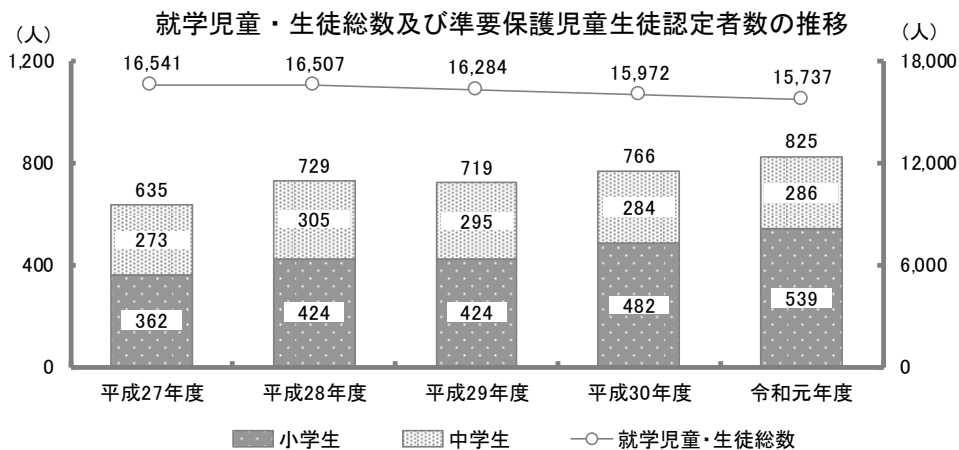
生活保護受給者の推移をみると、被保護人員と被保護世帯数は増加傾向となっており、令和元年度で被保護人員は2,217人、被保護世帯数は1,710世帯となっています。そのうち、被保護児童生徒数は111人で、やや減少しています。



資料：生活支援課（各年度3月末現在）

### ②就学児童・生徒総数及び準要保護児童生徒認定者数の推移

就学児童・生徒総数は年々減少しており、令和元年度で15,737人となっています。一方、準要保護児童生徒認定者数の推移をみると増加傾向にあり、令和元年度は小学生で539人、中学生で286人、計825人となっています。

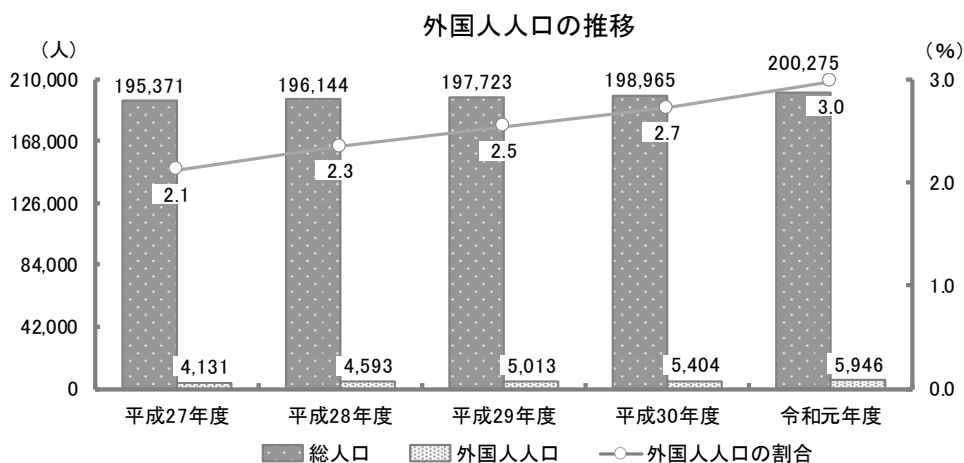


資料：就学児童・生徒総数は学務課（各年度5月1日現在）  
準要保護児童生徒認定者数は学務課（各年度3月末現在）

## (6) 在住外国人の状況

### ①外国人人口の推移

外国人人口の令和元年度までの推移をみると、我が国の景気改善や一部業種における人手不足等を背景として、本市においても人口及び割合は増加しており、令和元年度で人口は5,946人、割合は3.0%となっています。



資料：戸籍住民課（各年度3月末現在）

### ②国籍別人口

国別にみると中国が1,344人と最も多く、次いでベトナムが915人、フィリピンが825人となっています。

国籍・地域別外国人住民人口

単位：人

国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
中国	1,344	スリランカ	142
ベトナム	915	台湾	121
フィリピン	825	タイ	106
ブラジル	677	米国	62
韓国	422	インド	57
ネパール	417	インドネシア	56
ペルー	383	その他の国籍	419

資料：戸籍住民課（令和2年3月末現在）

## 2 各地域の状況

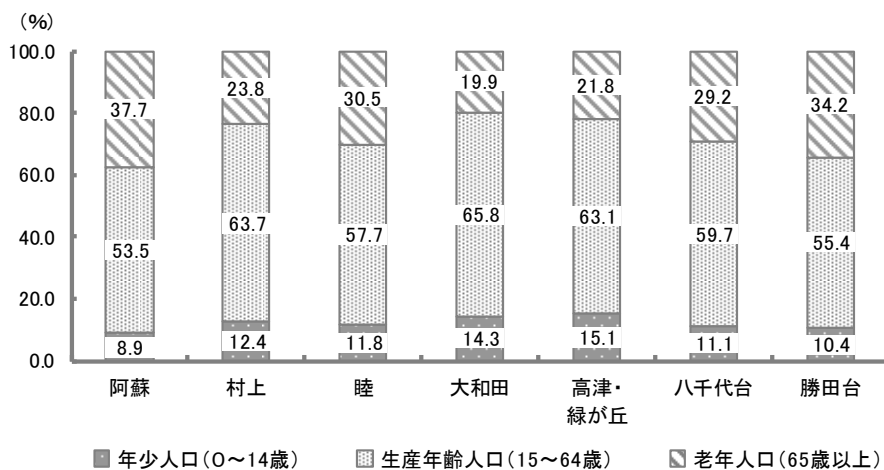
### (1) 地域の人口構造

地域別の年齢3区分別人口の割合をみると、老年人口（65歳以上）は阿蘇地域で37.7%と最も高く、次いで勝田台地域で34.2%、睦地域で30.5%となっています。

年少人口（0～14歳）は高津・緑が丘地域で15.1%と最も高く、次いで大和田地域で14.3%となっています。

生産年齢人口（15～64歳）は大和田地域で65.8%と最も高く、次いで村上地域で63.7%となっています。

地域別の年齢3区分別人口の割合



資料：情報管理課「7圏域人口集計表」（令和2年3月末現在）

## (2) 阿蘇地域

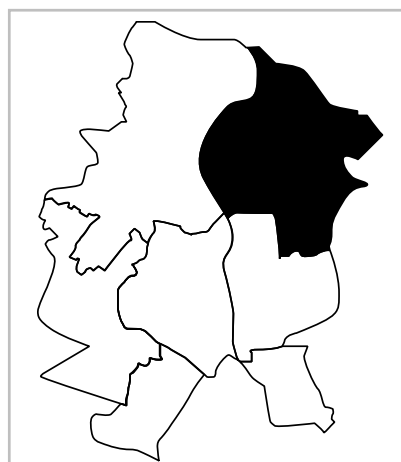
本地域は市の北東部，新川の東側に位置しています。

地域には新川，高野川が流れ，その周辺には水田地帯が広がり，水田に囲まれるようにある台地には里山が見られるなど，緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

### 【地域懇談会から】

市民からも，自然豊かで昔からの地縁関係が続いていることなどが地域の魅力として挙げられています。

また，自治会活動が活発で，防犯等，地域の見守り体制が構築されています。



## (3) 村上地域

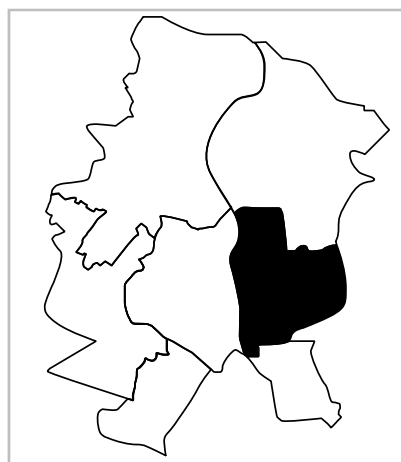
本地域は市の東部に位置しています。

地域の北部は新川周辺の水田や斜面緑地が見られ，台地には八千代の特産である梨の畑が広がるなど，恵まれた自然環境がある一方で，地域の南部には東葉高速線の村上駅，東葉勝田台駅と京成本線の勝田台駅があり，交通利便性が高いことから住宅地が広がっており，村上駅の周辺には，土地区画整理事業による良好な市街地が形成されています。

### 【地域懇談会から】

市民からも，駅，バスの利用しやすさなどの交通利便性が地域の魅力として挙げられています。

また，外国人たちの集まる場，相談場所があり，国際性，多様性があることが挙げられています。



#### (4) 睦地域

本地域は市の北西部，新川の西側に位置しています。

地域には新川，神崎川，桑納川が流れ，その周辺には水田地帯や里山など，水と緑に囲まれた豊かな自然が広がっています。

北部の大学周辺には学園都市として開発された住宅地が広がり，南部には吉橋工業団地を有しています。

##### 【地域懇談会から】

市民からは，大学との交流があることが地域の魅力として挙げられています。また，歴史があることや地域で子育てができていること，福祉施設が多いことなども地域の魅力として感じられています。



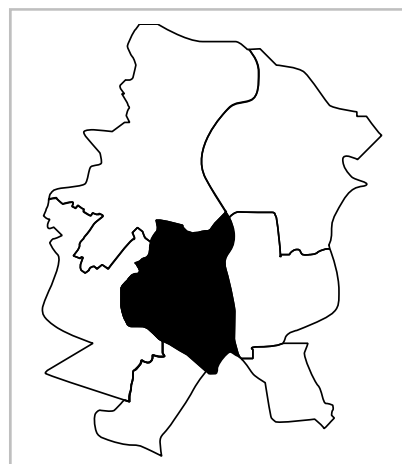
#### (5) 大和田地域

本地域は市のほぼ中央部，新川の西側に位置しています。

地域の中央部には東葉高速線の八千代中央駅を中心に都市的な市街地が形成されており，南部には国道296号沿いに「成田道（なりたみち）の宿場」の面影が残る街並みが見られるほか，北部にはゆりのき台と斜面林を隔てて八千代工業団地が立地するなど，多彩な街並みを形成しています。

##### 【地域懇談会から】

市民からは，インフラが整っており，買い物や交通の便が良いことや治安の良さなどが地域の魅力として挙げられているほか，子どもたちが元気に遊んでいること，子どもを安心して遊ばせられること，元気な高齢者が多いことなども地域の魅力として捉えられています。



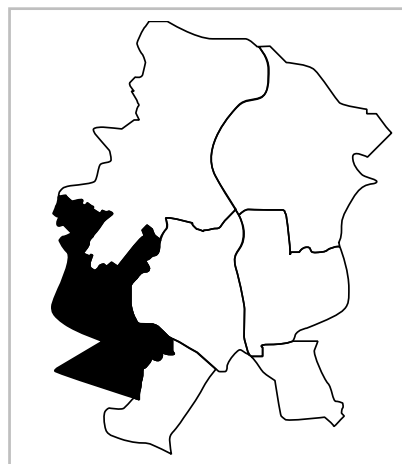


## (6) 高津・緑が丘地域

本地域は市の中西部に位置しています。

地域の殆どが市街地となっており、一部に残る農地等が貴重な緑地空間を提供しています。

地域の北部の東葉高速線八千代緑が丘駅周辺では、大規模店舗や高層マンションなどが立地し、駅北西部では、土地区画整理事業完了に伴い良好な住宅地が形成され、また、地域の中央部には高津団地を中心とした市街地のほか、古くからある集落や土地区画整理事業により整備された住宅地が広がっています。



### 【地域懇談会から】

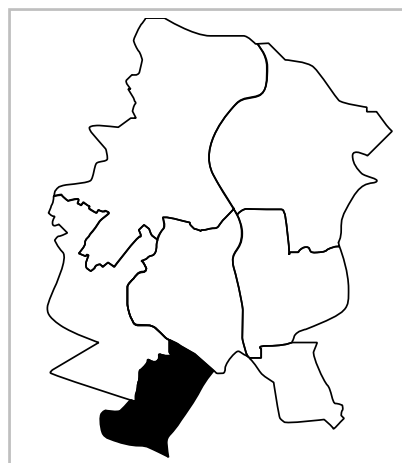
市民からは、都心への出やすさや買い物、交通の便が良いことのほか、街がきれいであることなどが地域の魅力として挙げられています。また、長寿会が活発であること、集まる場が複数あることなども地域の魅力として捉えられています。

## (7) 八千代台地域

本地域は市の南西部に位置しています。

地域のすべてが市街地となっており、市民の森などの保全林が貴重な緑地空間を提供しています。

また、地域を二分するように、都心と成田国際空港を結ぶ京成本線が走り、八千代台駅を中心として、東・西・南・北の4地区で形成されています。



### 【地域懇談会から】

市民からは、電車が都心に直通であり便利であること、静かで住みやすいこと、住宅、公園が整備され防犯上も安心であることなどが地域の魅力として挙げられています。また、地域活動に取り組む人が多いことや診療所が多いことも地域の魅力として捉えられています。

## (8) 勝田台地域

本地域は市の南東部に位置しています。

地域の南部には勝田川が流れ、周辺には水田が広がっています。水田から続く斜面林が里山を形成し、水田の周辺部には古くからの集落があり、豊かな田園風景を醸し出しています。

地域の北部には、京成本線の勝田台駅と東葉高速線の東葉勝田台駅があるなど交通の要衝となっています。

### 【地域懇談会から】

市民からは、駅周辺には商店街があり買い物がしやすいことや公共施設が近くにあり使いやすいことなどが地域の魅力として挙げられているほか、自治会の活動が充実しており、サロンや体操グループが多くあるなど、地域活動が活発であることが挙げられています。



### 3 アンケートからみられる現状

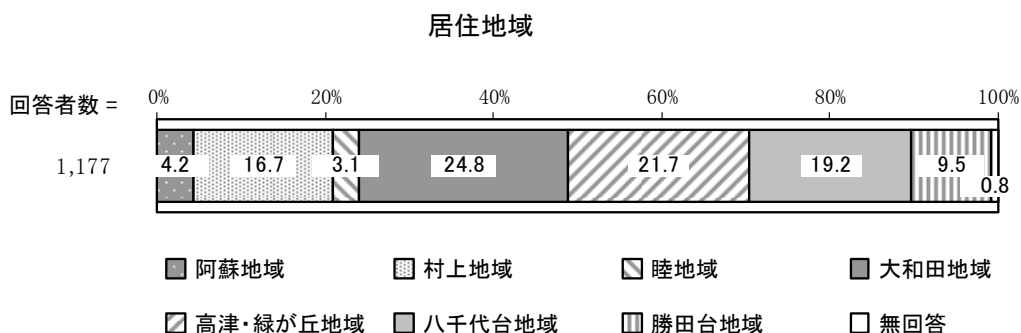
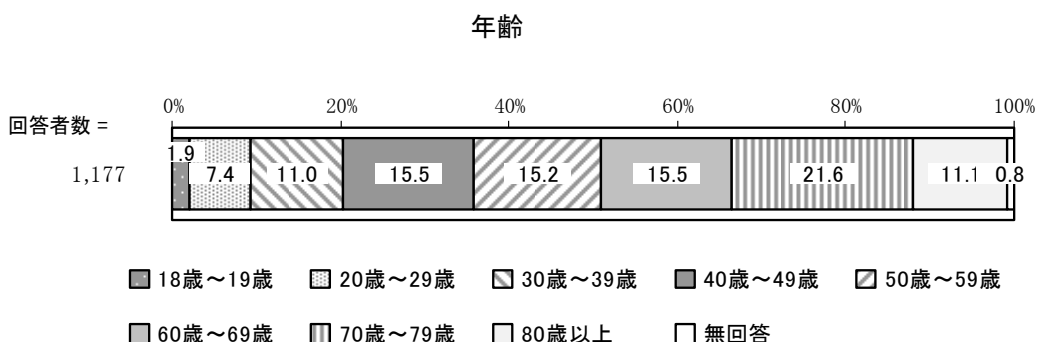
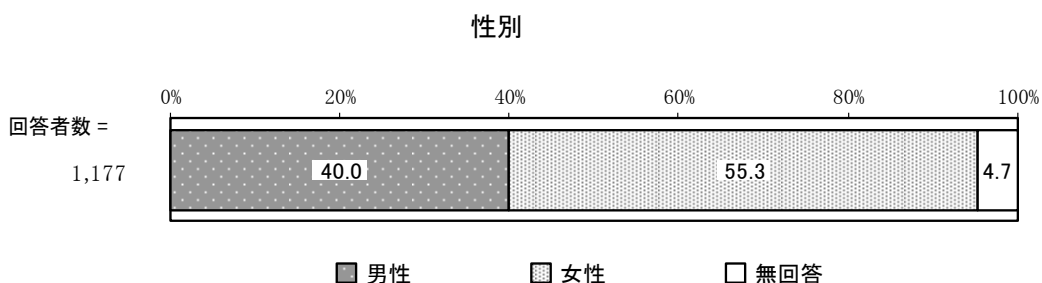
#### (1) 市民アンケート調査（令和元年10月実施）

##### ①回答者属性

回答者の性別は、男性が40.0%、女性が55.3%となっています。

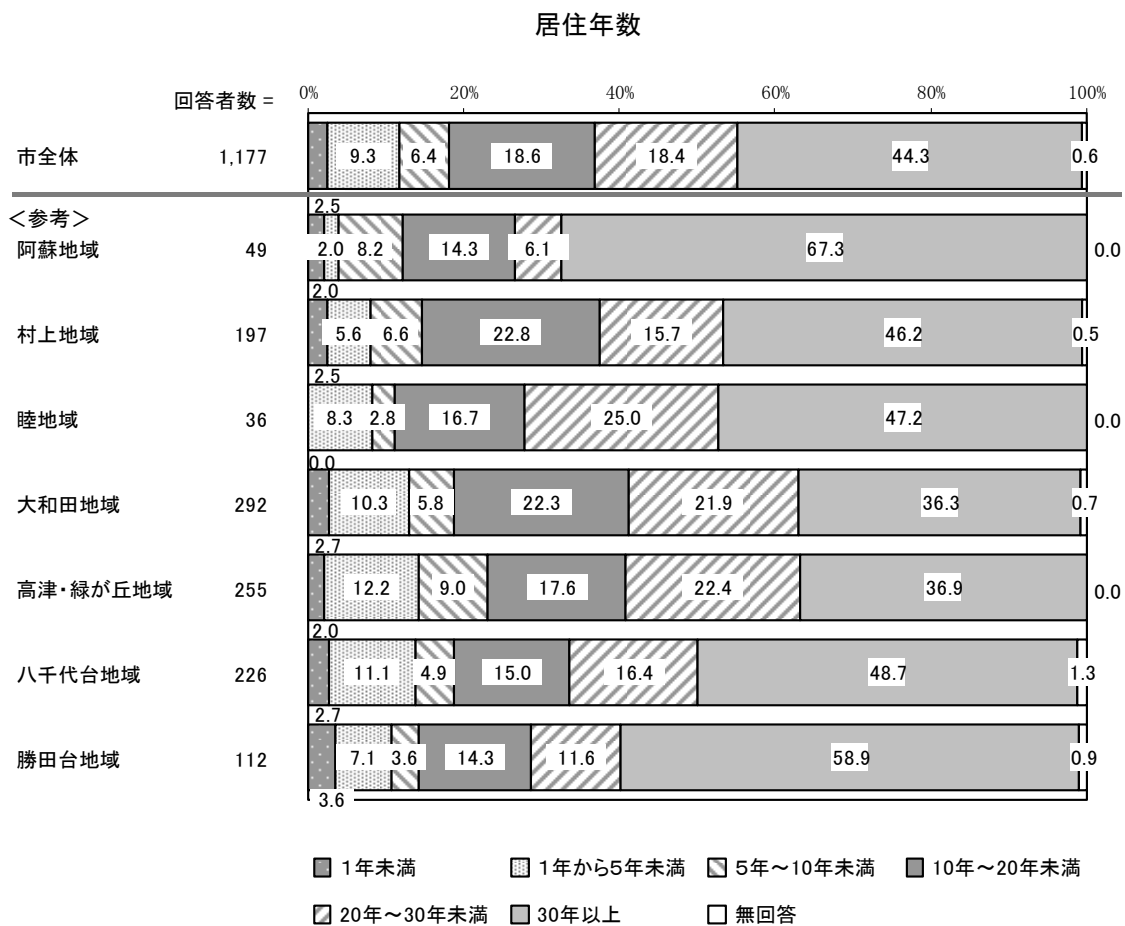
回答者の年齢は、「70歳～79歳」が21.6%と最も多く、続いて「40歳～49歳」「60歳～69歳」（ともに15.5%）、「50歳～59歳」（15.2%）となっています。

居住する地域については、「大和田地域」が24.8%と最も多く、続いて「高津・緑ヶ丘地域」（21.7%）、「八千代台地域」（19.2%）となっています。



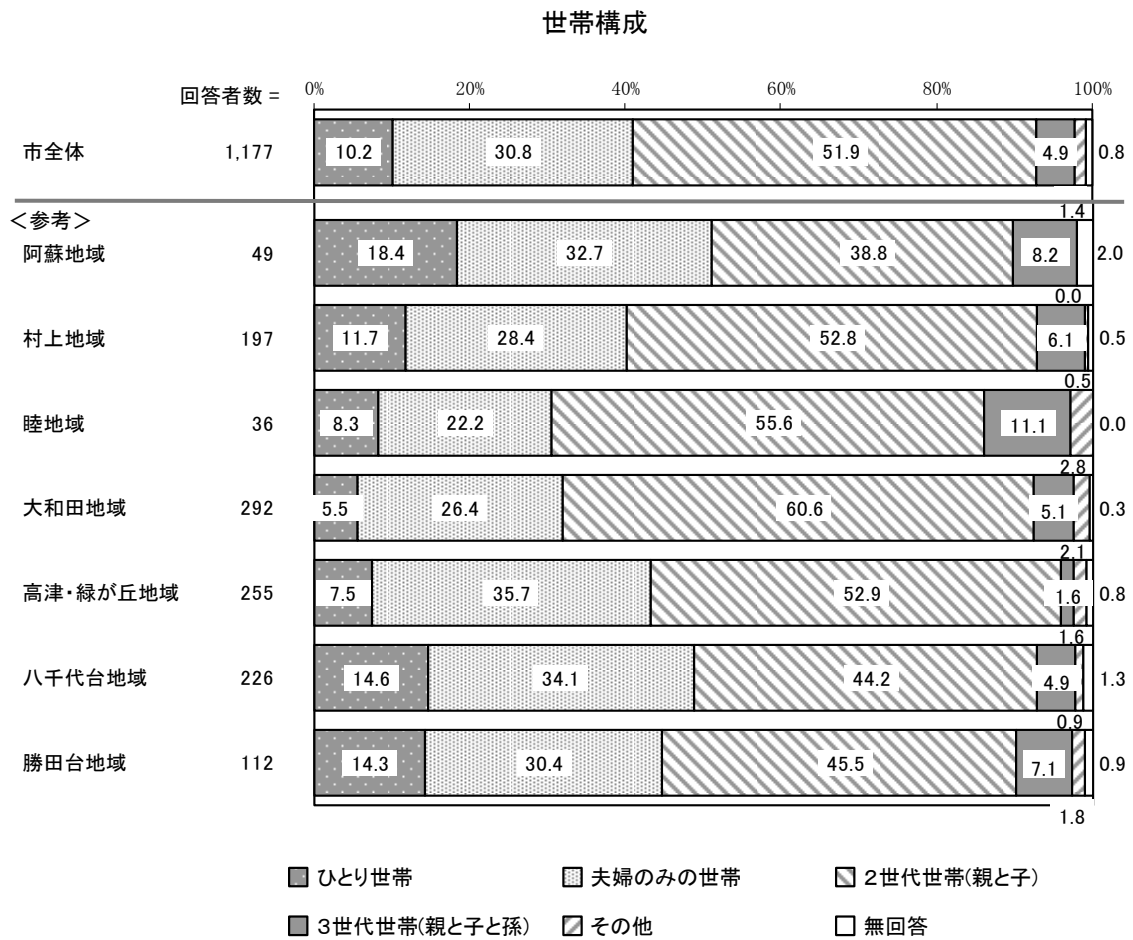
## ②居住年数

本市に30年以上居住している方は44.3%，次いで10年～20年未満居住している方は18.6%，20年～30年未満居住している方は18.4%となっています。



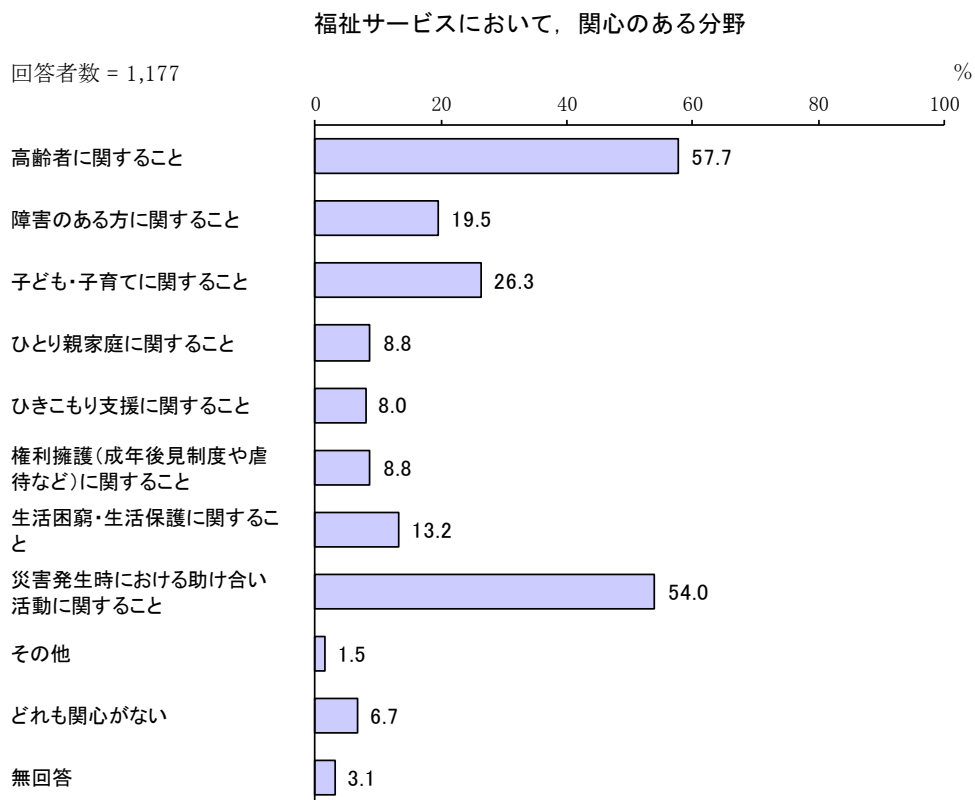
### ③世帯構成

2世代世帯（親と子）が51.9%、夫婦のみの世帯が30.8%となっています。



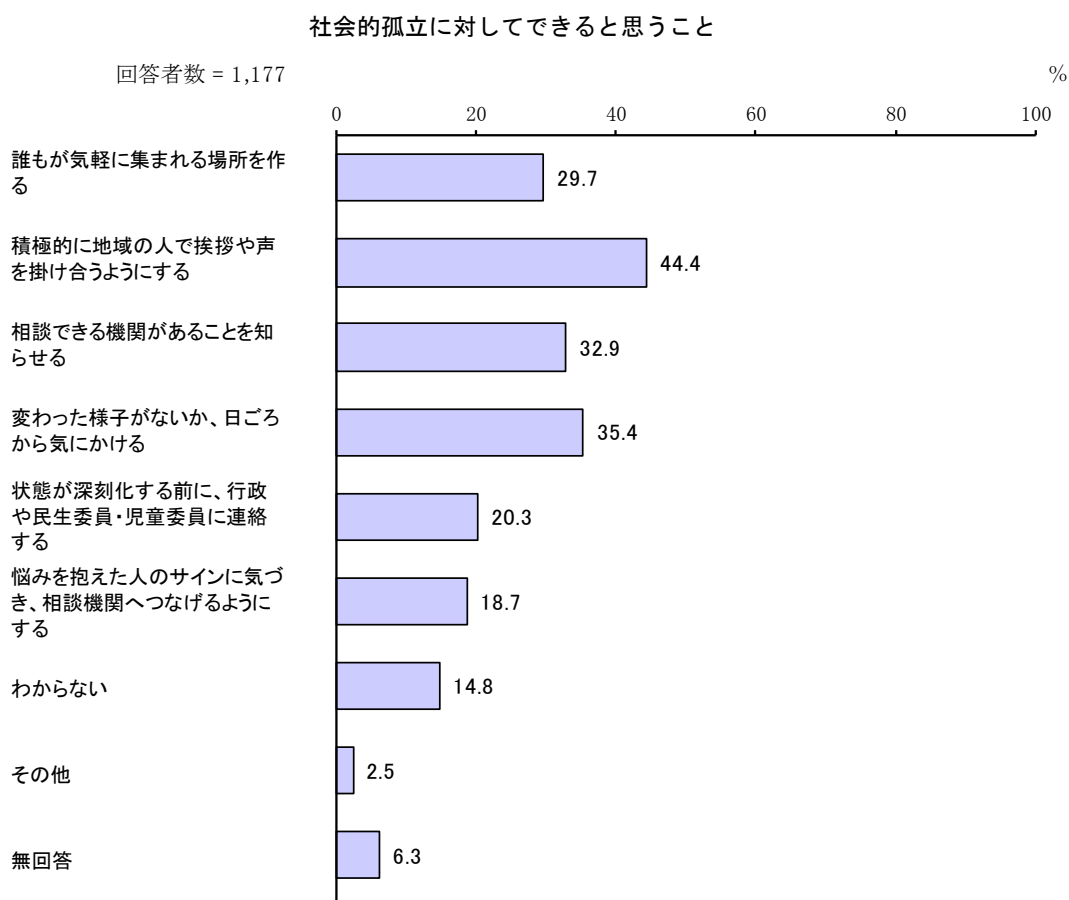
#### ④福祉サービスにおいて、関心のある分野

福祉サービスにおいて、関心のある分野としては、「高齢者に関すること」と答えた方が57.7%と最も高く、次いで「災害発生時における助け合い活動に関すること」と答えた方が54.0%、「子ども・子育てに関すること」と答えた方が26.3%、障害のある方に関すること」と答えた方が19.5%となっています。



## ⑤社会的孤立に対してできると思うこと

社会的孤立に対してできると思うことについては、「積極的に地域の人で挨拶や声を掛け合うようにする」と答えた方が44.4%と最も高く、次いで「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」と答えた方が35.4%、「相談できる機関があることを知らせる」と答えた方が32.9%となっています。また、「誰もが気軽に集まれる場所を作る」と答えた方が29.7%となっています。

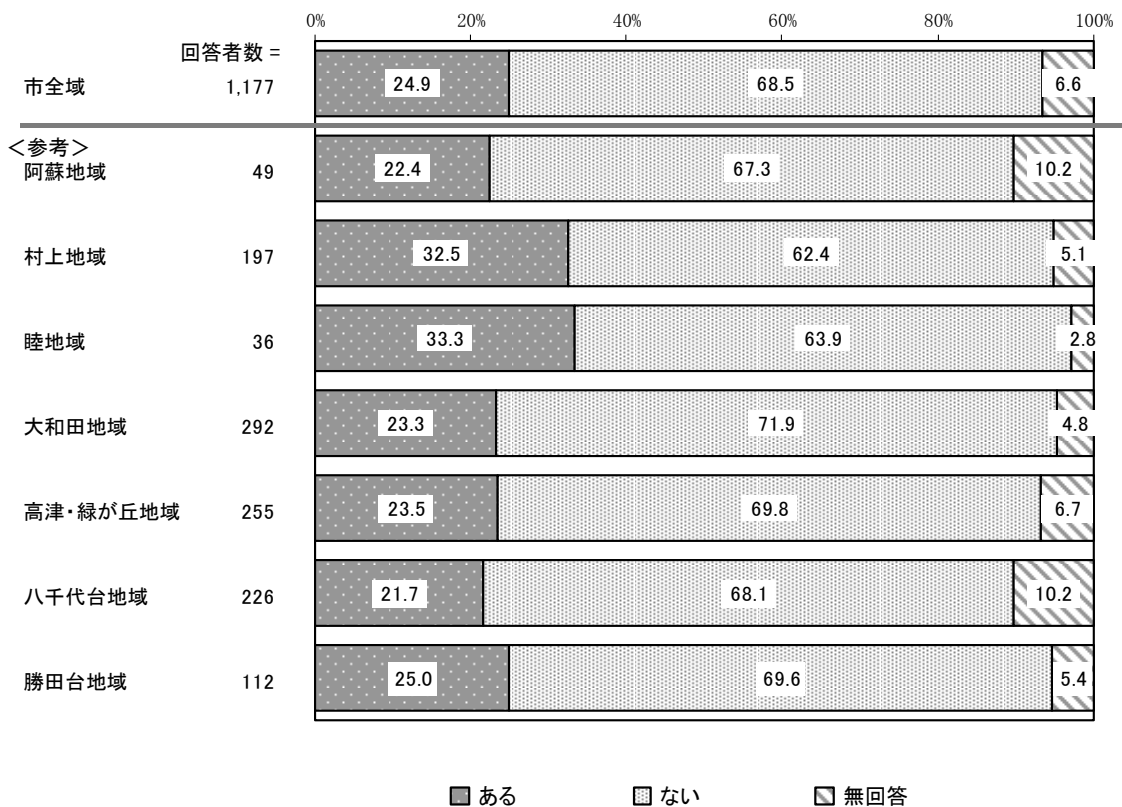


## ⑥ ボランティア・市民活動の参加

ここ5年間のボランティア・市民活動への参加については、「ある」と答えた方が24.9%となっています。

参加したことがない人の不参加の理由としては、「仕事などで忙しく、時間がないから」と答えた方が51.9%と最も高く、次いで「活動内容や参加する方法がわからないから」と答えた方が29.3%、「地域のことがよくわからないから」と答えた方が22.1%、「一緒に活動する仲間がいないから」と答えた方が18.2%となっています。

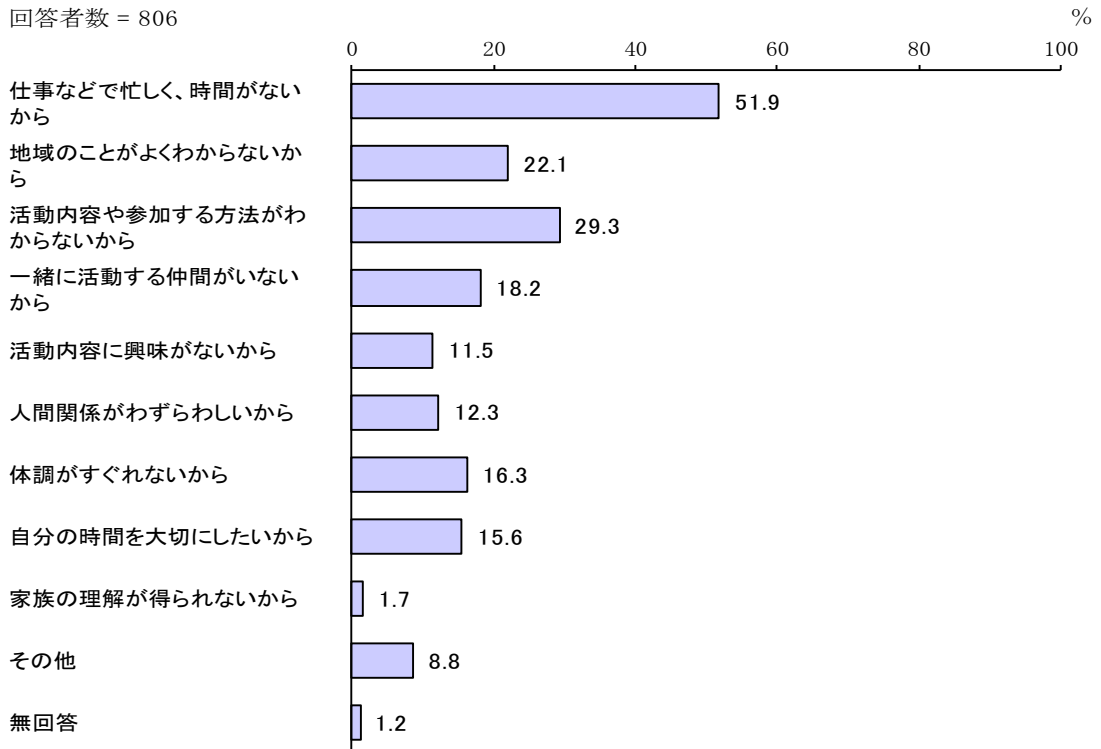
ボランティア・市民活動への参加状況





### ボランティア・市民活動への不参加の理由

回答者数 = 806



### ⑦地域の助け合いについて

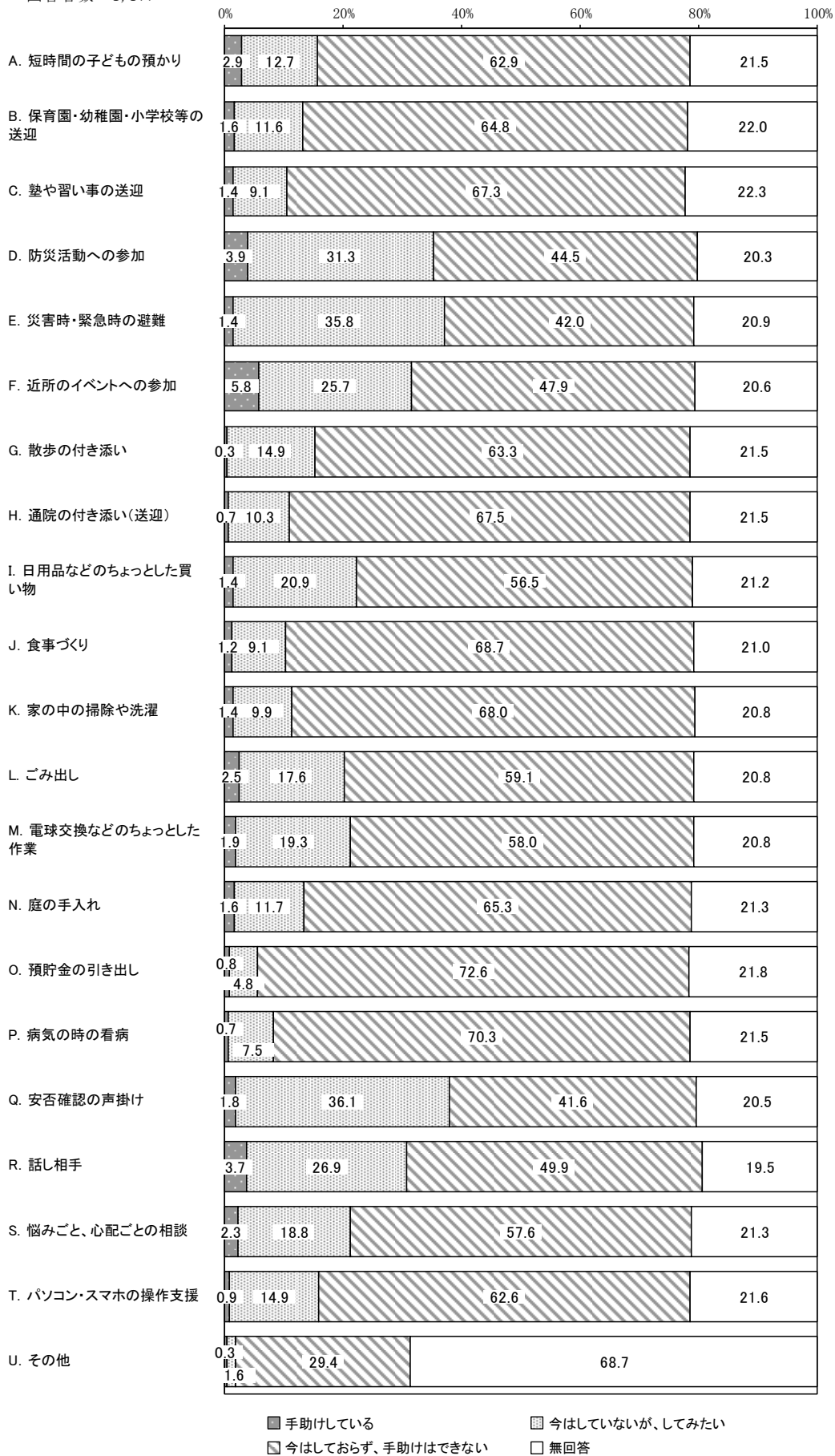
現在近隣の人に手助けしていることは、最も高いもので「近所のイベントへの参加」と答えた方が 5.8%、他の項目については 3.9%以下となっています。また、今は手助けしていないが、今後してみたいものについては、最も高いもので「安否確認の声掛け」と答えた方が 36.1%、次いで「災害時・緊急時の避難」と答えた方が 35.8%、「防災活動への参加」と答えた方が 31.3%、「話し相手」と答えた方が 26.9%、「近所のイベントへの参加」と答えた方が 25.7%となっています。

地域住民の支え合い・助け合いの必要性については、「とても必要だと思う」と答えた方が 50.6%、「ある程度必要だと思う」と答えた方が 42.7%と合わせて9割を占めています。

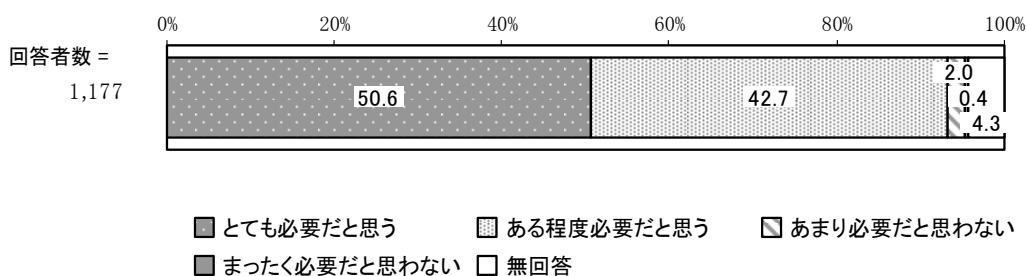
また、地域の支え合い活動として有効だと思うものとして、「気軽に相談できる身近な地域の相談機関」と答えた方が 44.8%となっており、さまざまな悩みや困りごとを持つ人が気軽に相談できる場所が求められています。悩み・不安の相談相手については、家族、友人・知人、親戚、職場の人、近所の人という身近な人が上位を占めており、「介護・障害・医療等の専門職」、「市の相談窓口」などの専門職を挙げた人はいずれも1割未満となっています。

### 現在近隣の人に手助けしていること

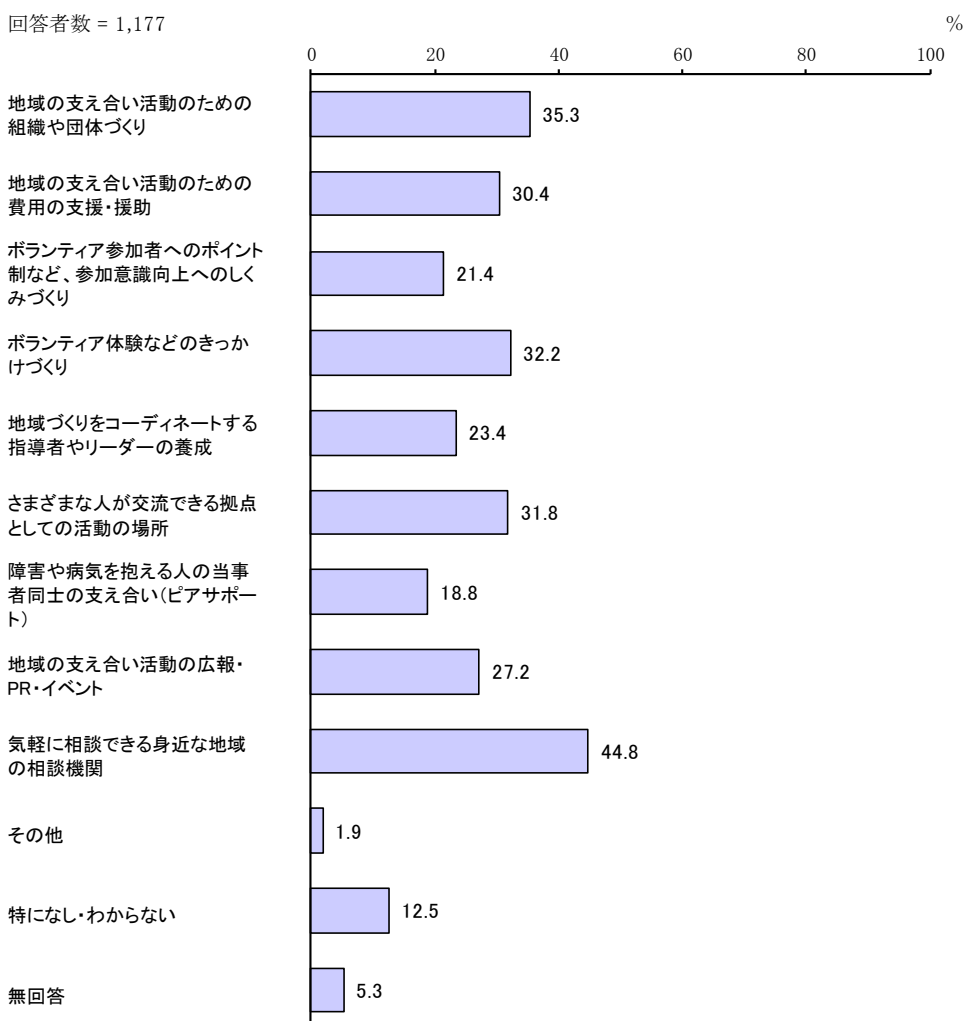
回答者数=1,177



### 地域住民の支え合い・助け合いの必要性

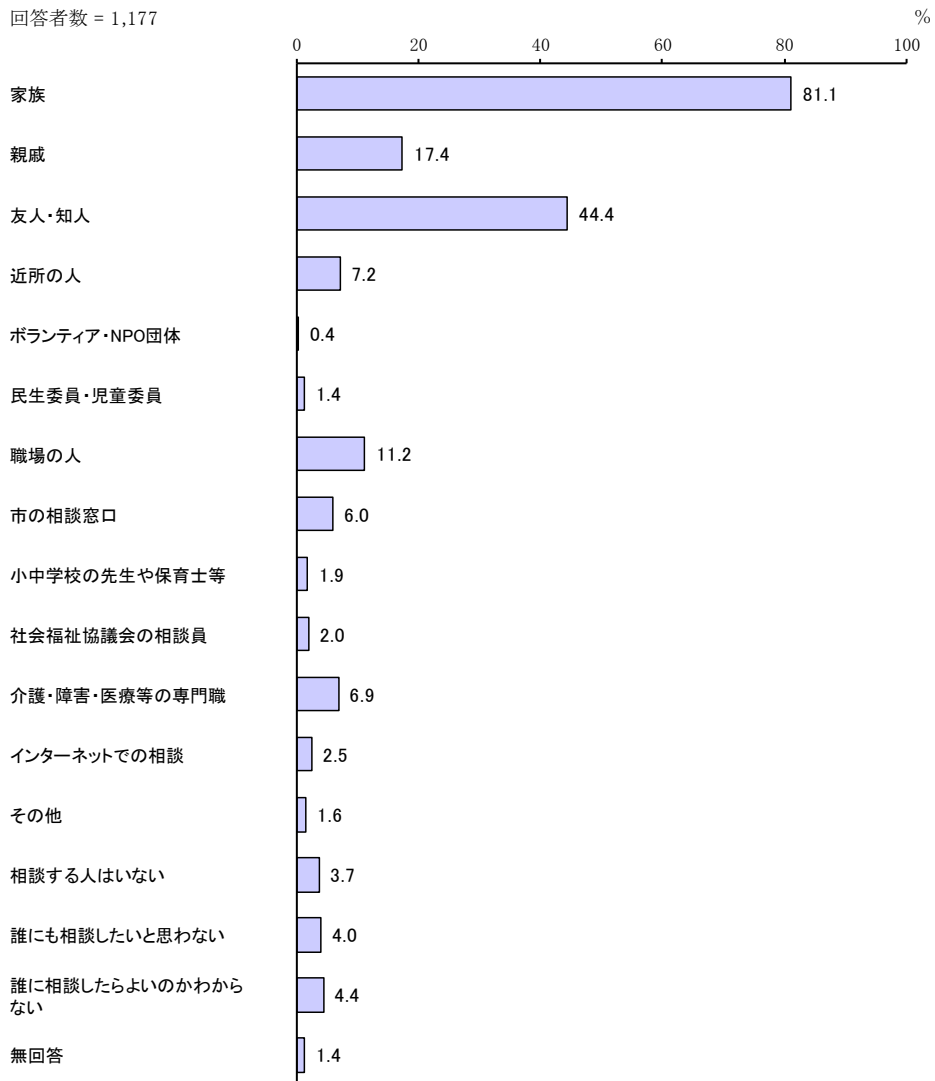


### 地域の支え合い活動として有効だと思うもの



### 悩み・不安の相談相手

回答者数 = 1,177

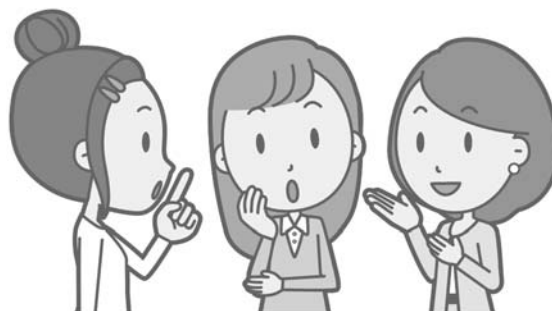


## ⑧近所づきあいについて

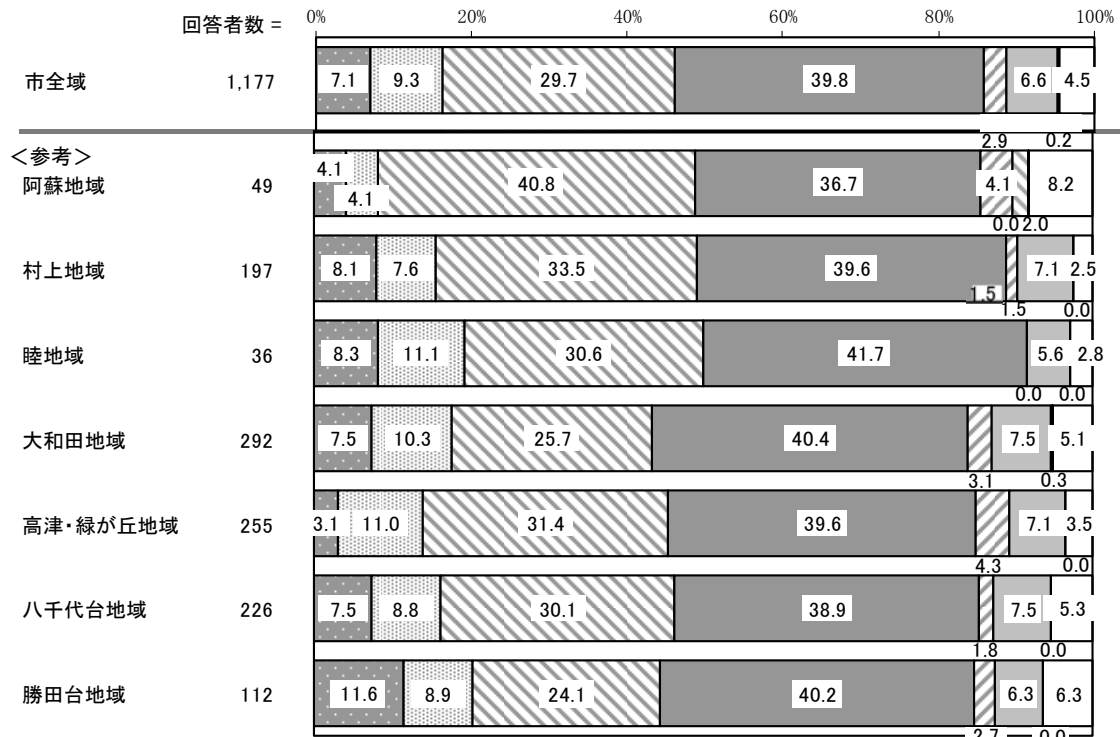
日頃どのような近所づきあいをしているかについては、「頼みごとをしたり、相談できる人がいる」と答えた方は 16.4%、「交流がない」と答えた方は 9.5%となっています。

今後どのような近所づきあいを望んでいるかについては、「顔を合わせれば雑談などをするつきあい」と答えた方が 28.0%、「いざというときは頼んだり、相談ができるつきあい」と答えた方が 26.4%、「挨拶する程度のつきあい」と答えた方が 20.8%となっています。

今後手助けしてほしいことでは、「災害時・緊急時の避難」と答えた方が 45.5%と最も多く、次いで「安否確認の声掛け」と答えた方が 29.7%、「防災活動への参加」と答えた方が 26.6%、「近所のイベントへの参加」と答えた方が 16.9%、「悩みごと、心配ごとの相談」と答えた方が 16.7%、「話し相手」と答えた方が 15.5%となっています。

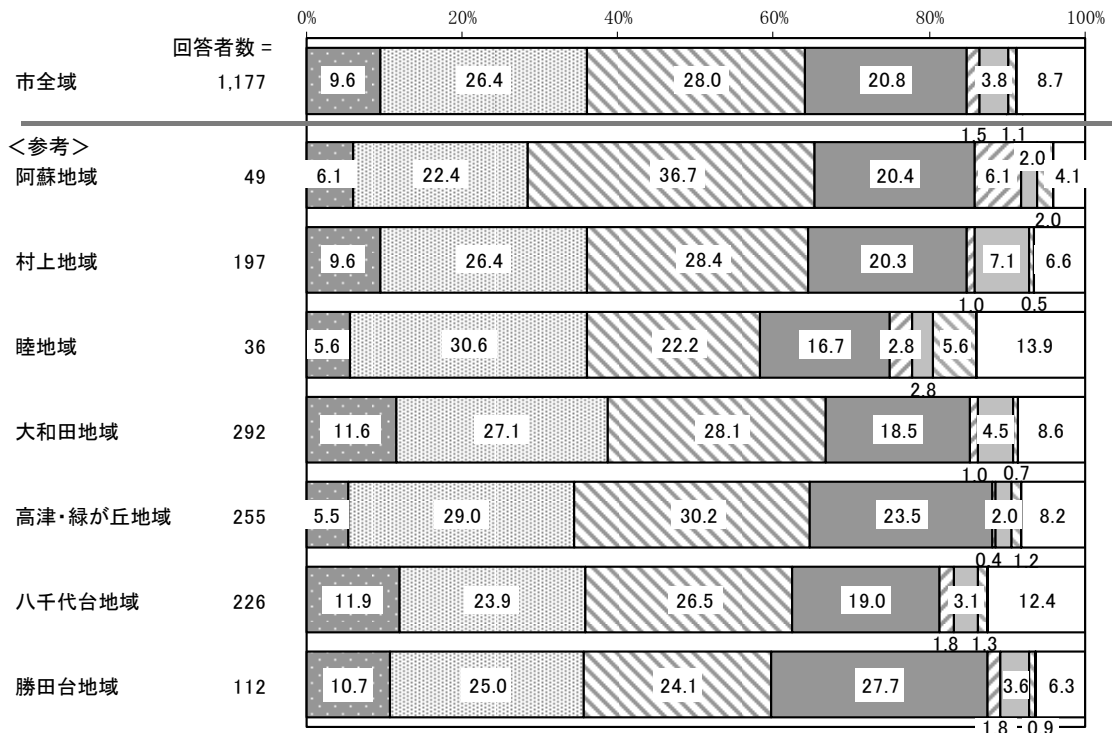


日頃どのような近所づきあいをしているか



- いつでも気軽に頼みごとをしたり、相談できる人がいる
- いざというときには頼みごとをしたり、相談できる人がいる
- 顔を合わせれば雑談などをする人がいる
- 挨拶する程度である
- 顔は知っているが、話したことはない
- ほとんど顔も知らない
- その他
- 無回答

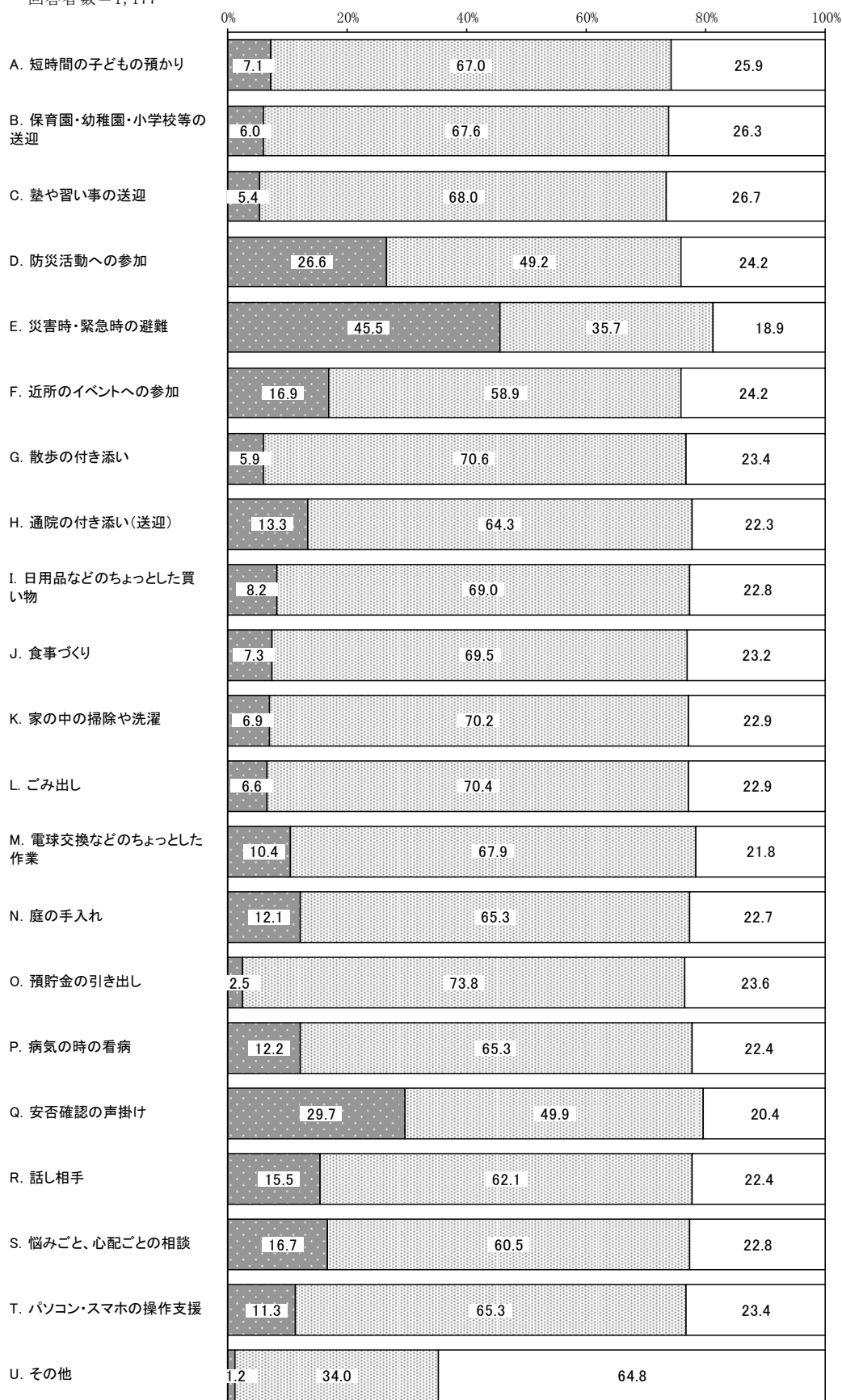
今後どのような近所づきあいを望んでいるか



- いつでも気軽に頼んだり、相談ができるつきあい
- いざというときは頼んだり、相談できるつきあい
- 顔を合わせれば雑談などをするつきあい
- 挨拶する程度のつきあい
- 近所づきあいより、遠方の親族を頼る
- 近所づきあいをしたいと思わない
- その他
- 無回答

### 今後手助けしてほしいこと

回答者数=1,177

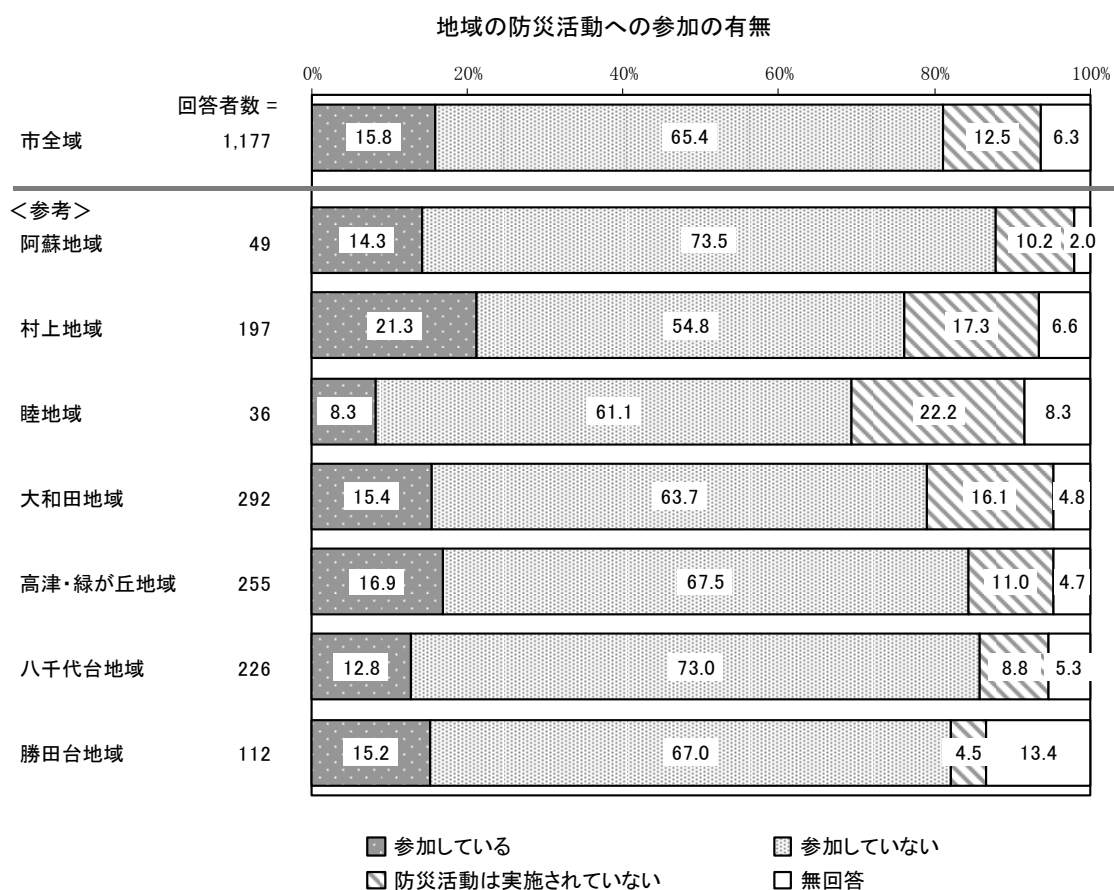


■ 手助けしてほしい □ 手助けは必要ない □ 無回答

## ⑨防災活動への参加

地域の防災活動への参加の有無は、「参加していない」と答えた方が65.4%、「防災活動は実施されていない」と答えた方が12.5%となっています。

災害時に不安に感じることは、「的確な情報を入手できるか不安」と答えた方が55.2%と最も多く、次いで「家族の安否確認がとれるか不安」と答えた方が52.5%、「避難所での生活が不安」と答えた方が48.8%となっています。また、災害時に地域のためにできることでは、「安否確認」と答えた方が42.0%、「救援物資の区分け」と答えた方が40.1%となっています。

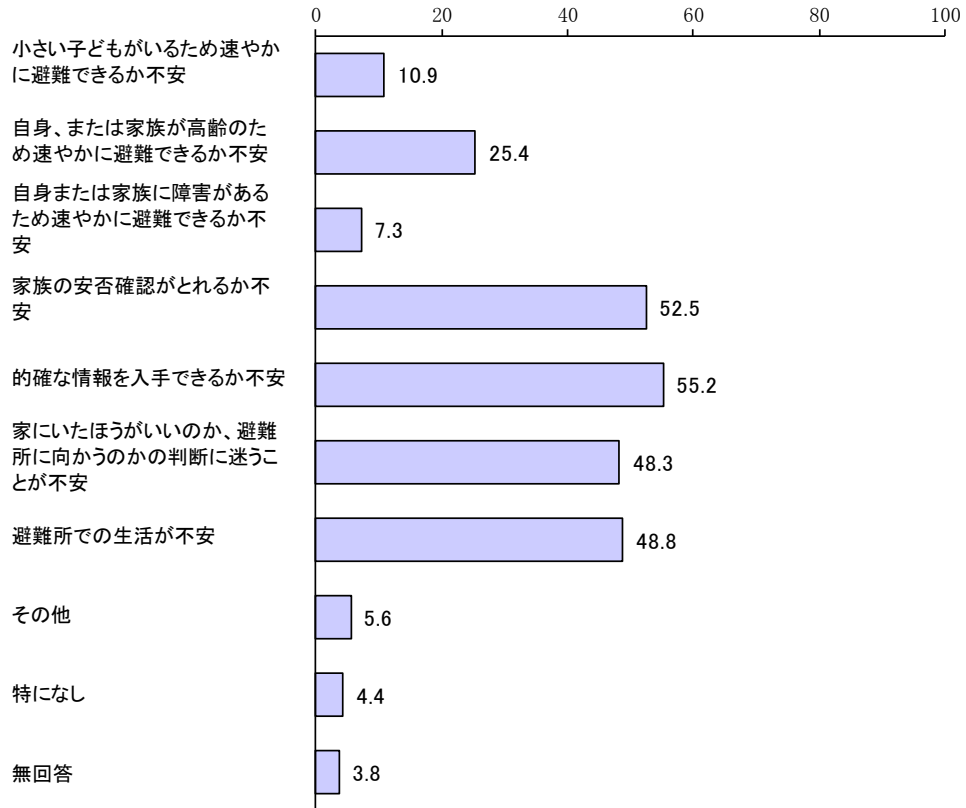




### 災害時に不安に感じること

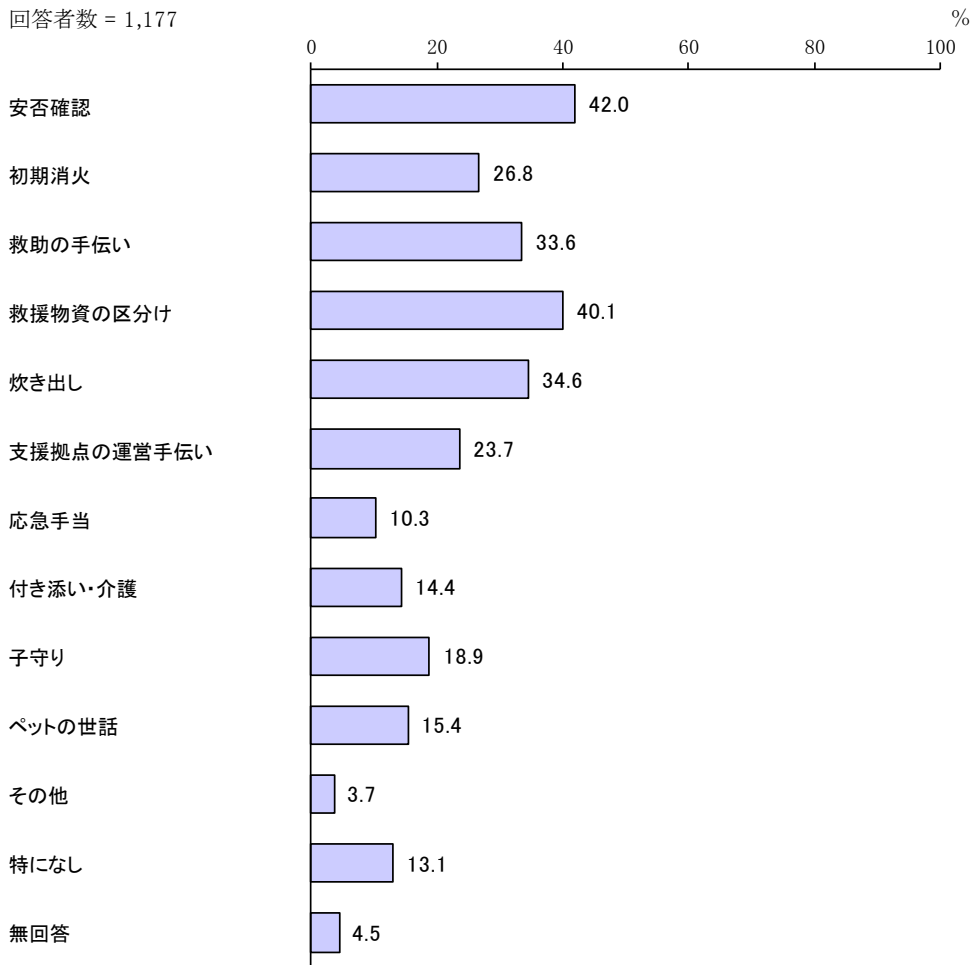
回答者数 = 1,177

%



### 災害時に地域のためにできること

回答者数 = 1,177

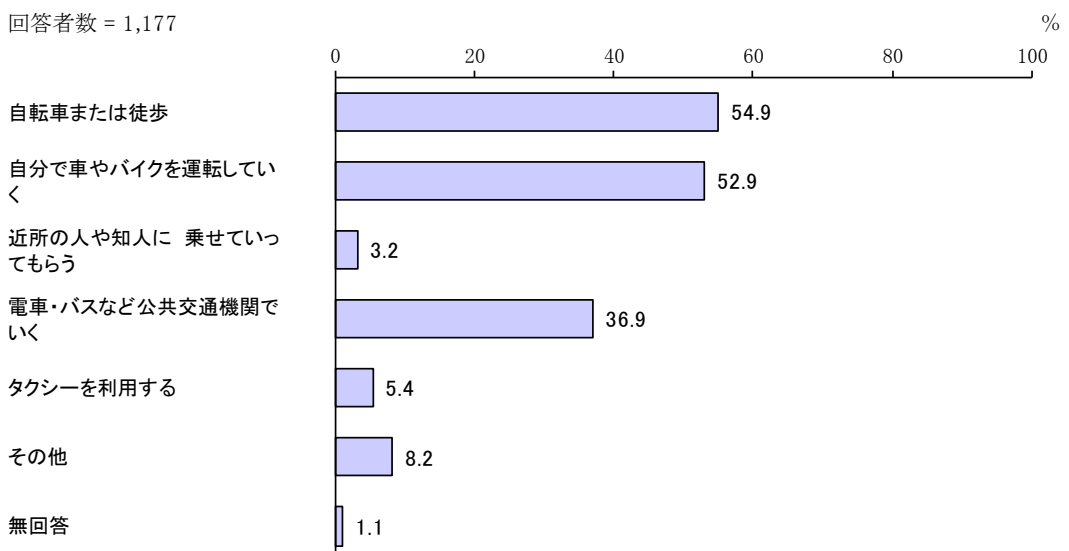


### ⑩日常生活での移動方法

日常生活での移動方法については、「自転車または徒歩」と答えた方が54.9%と最も多く、次いで「自分で車やバイクを運転していく」と答えた方が52.9%、「電車・バスなど公共交通機関でいく」と答えた方が36.9%となっています。

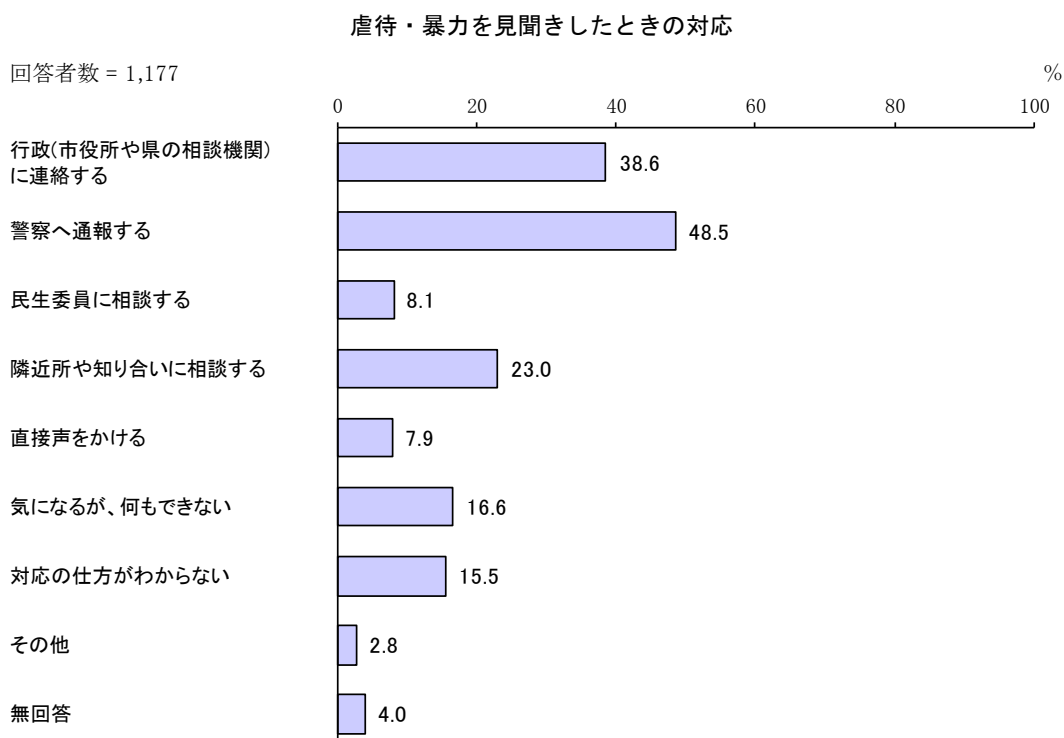
### 日常生活での移動方法

回答者数 = 1,177



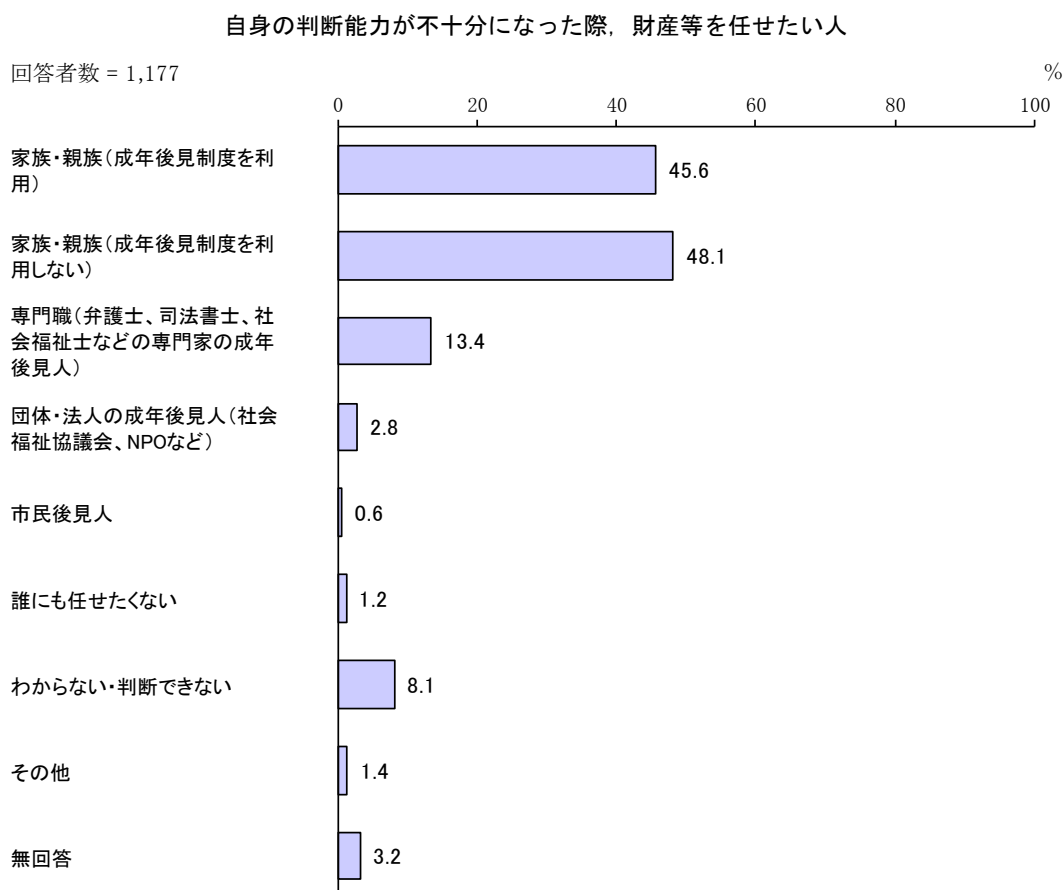
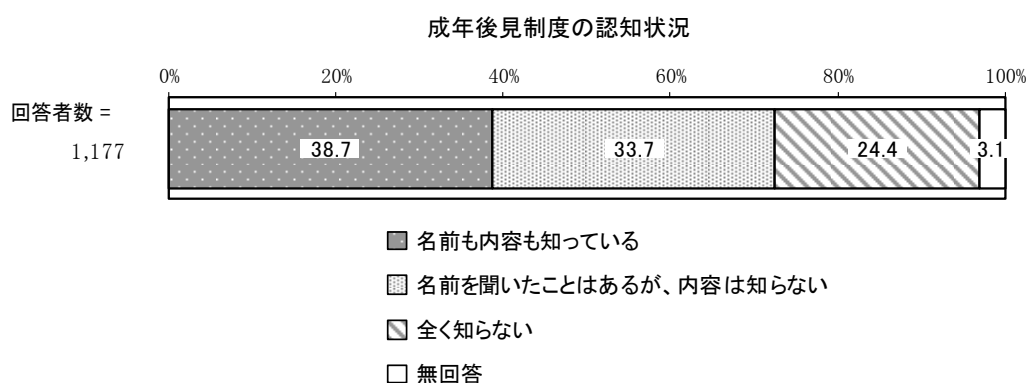
### ⑪虐待・暴力を見聞きしたときの対応

虐待・暴力を見聞きしたときの対応については、「警察へ通報する」と答えた方が48.5%と最も多く、次いで「行政（市役所や県の相談機関）に連絡する」と答えた方が38.6%、「隣近所や知り合いに相談する」と答えた方が23.0%となっています。また、「気になるが、何もできない」と答えた方が16.6%、「対応の仕方がわからない」と答えた方が15.5%となっています。



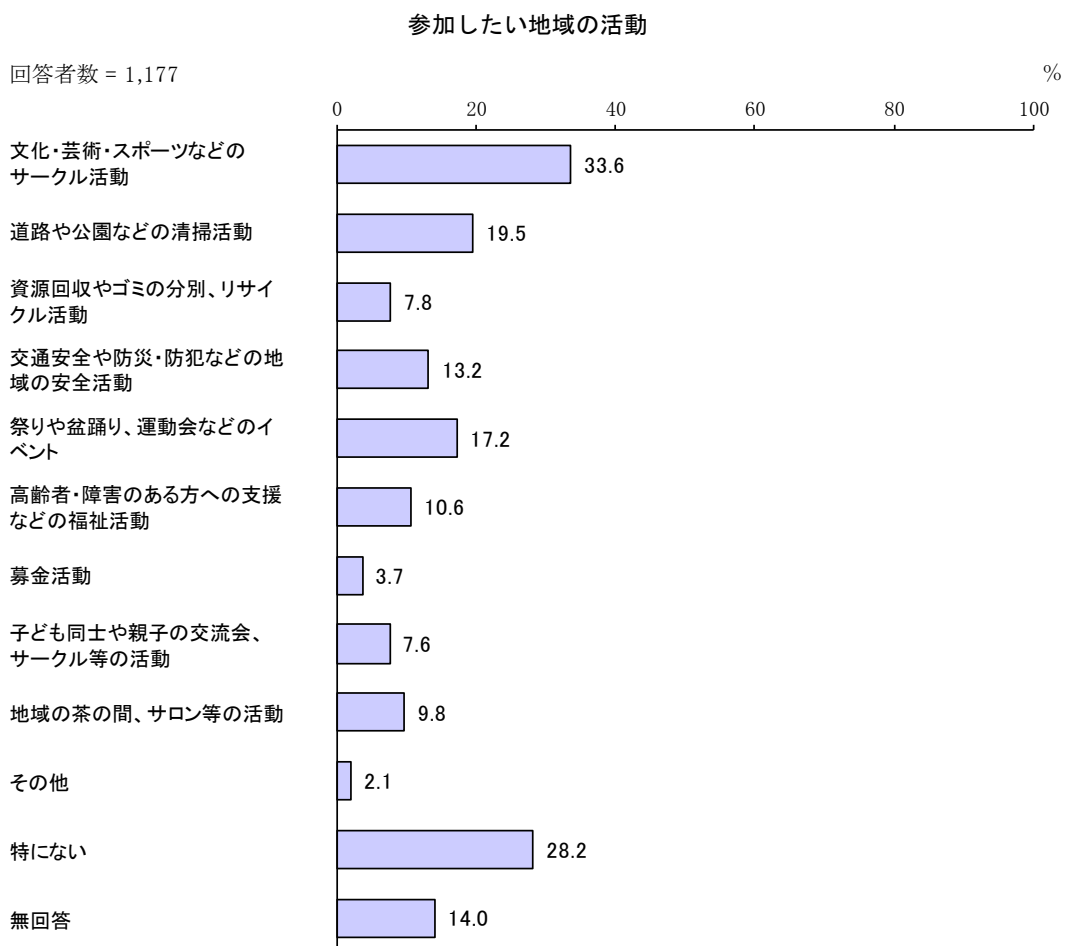
## ⑫判断能力が不十分になったときの対応

成年後見制度の認知状況については、「全く知らない」と答えた方が24.4%となっています。自身の判断能力が不十分になった際、財産等を任せたい人については、「家族・親族（成年後見制度を利用しない）」と答えた方が48.1%と最も多く、次いで「家族・親族（成年後見制度を利用）」と答えた方が45.6%、「専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家の成年後見人）」と答えた方が13.4%となっています。また、「わからない・判断できない」と答えた方が8.1%となっています。



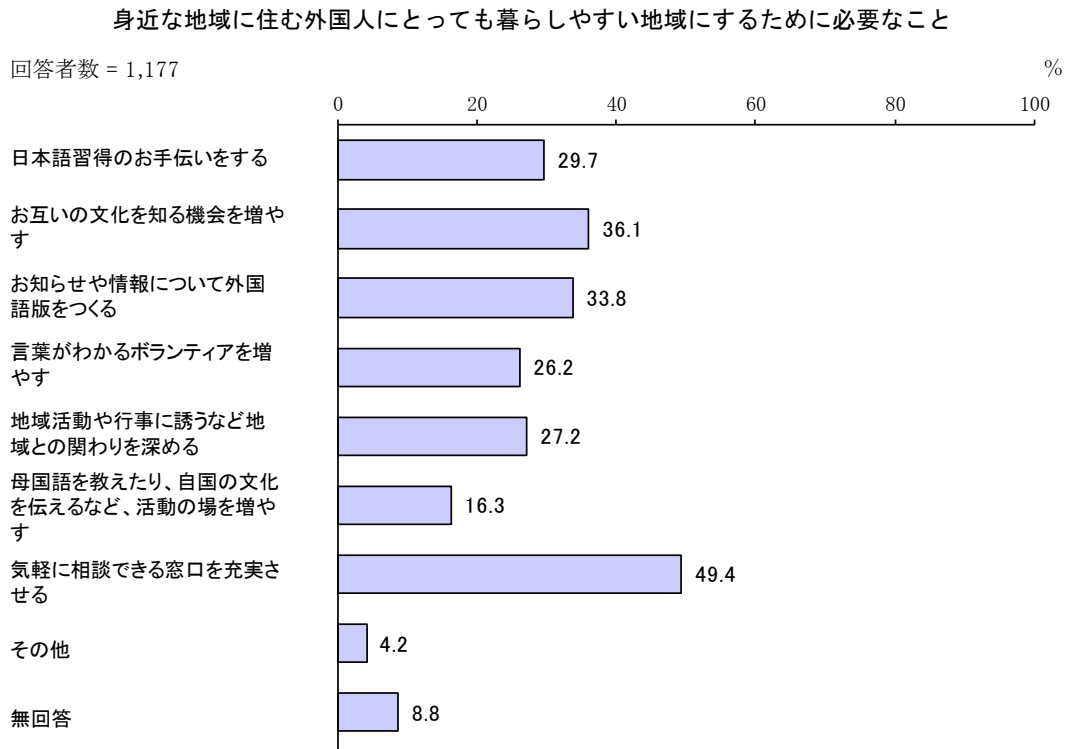
### ⑬地域活動への参加

参加したい地域の活動については、「文化・芸術・スポーツなどのサークル活動」と答えた方が33.6%、「特にない」と答えた方が28.2%となっています。



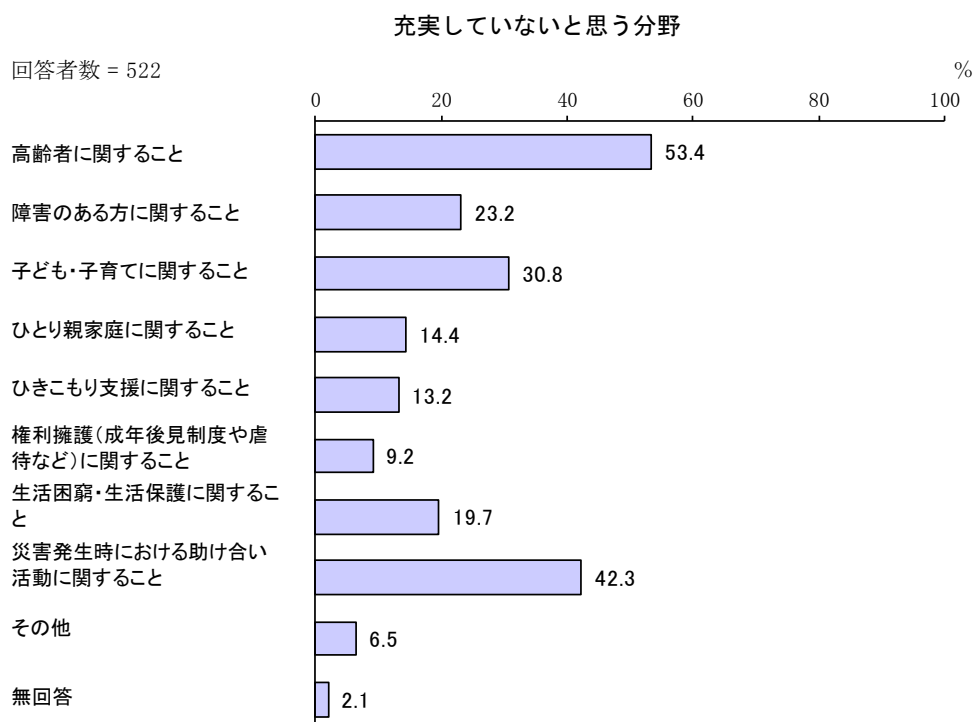
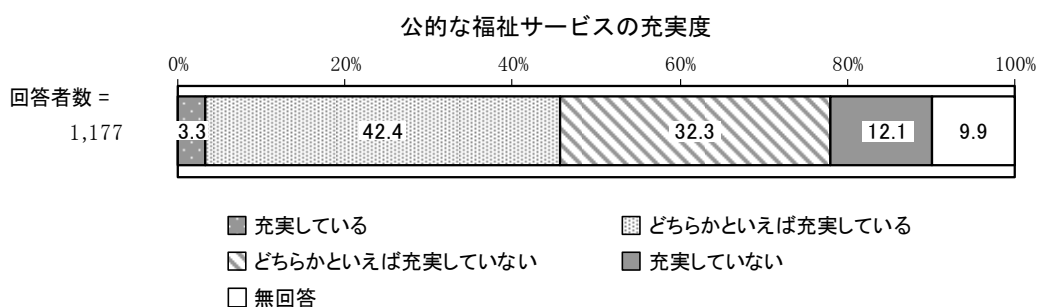
#### ⑭外国人にとっても暮らしやすい地域にするために

身近な地域に住む外国人にとっても暮らしやすい地域にするために必要なことについては、「気軽に相談できる窓口を充実させる」と答えた方が49.4%と最も多く、次いで「お互いの文化を知る機会を増やす」と答えた方が36.1%、「お知らせや情報について外国語版をつくる」と答えた方が33.8%となっています。



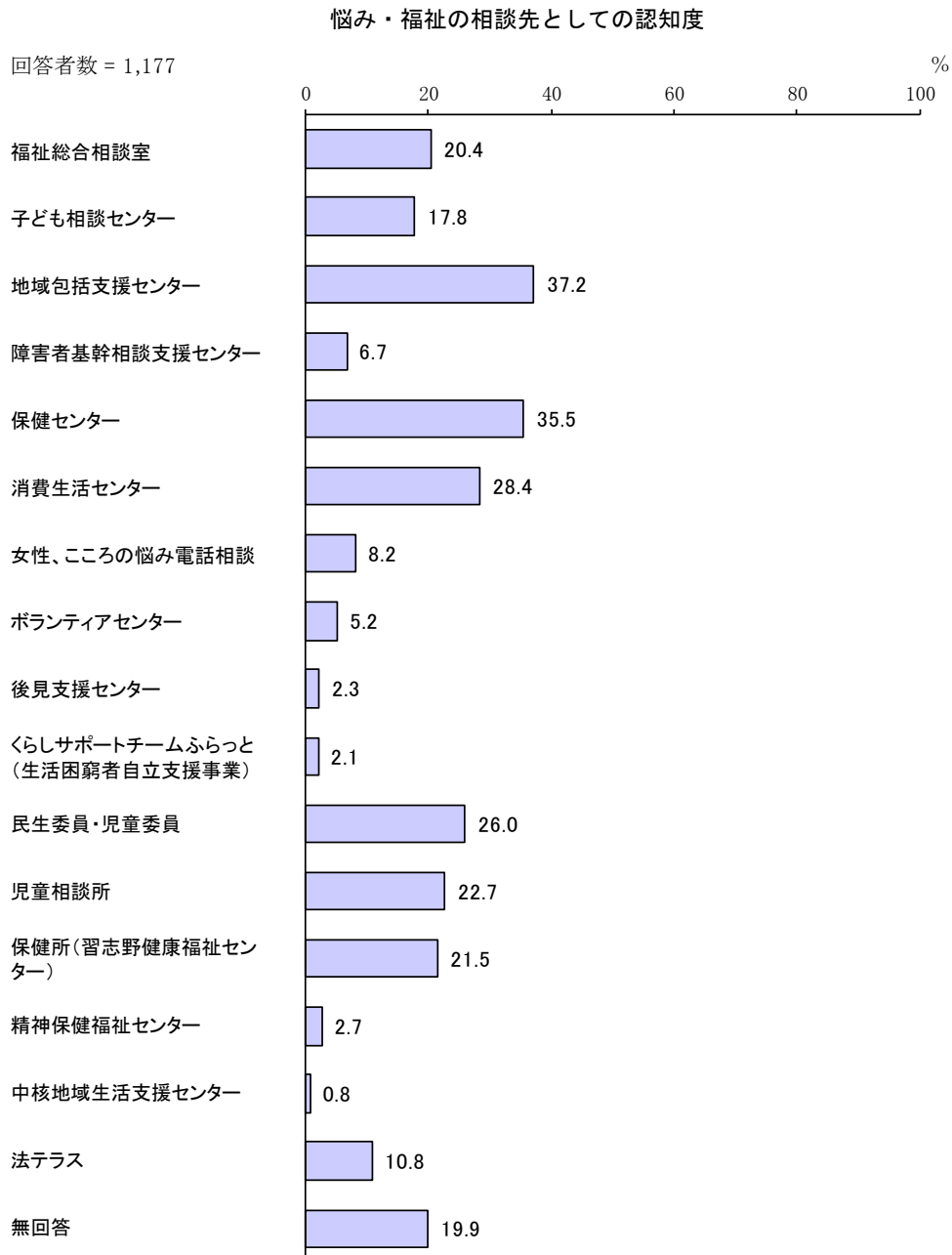
### ⑮公的な福祉サービスの充実度

公的な福祉サービスの充実度について、充実している・どちらかといえば充実していると思う方が45.7%、充実していない・どちらかといえば充実していないと思う方が44.4%となっています。また、充実していないと思う分野については、「高齢者に関すること」と答えた方が53.4%と最も高く、次いで「災害発生時における助け合い活動に関すること」と答えた方が42.3%、「子ども・子育てに関すること」と答えた方が30.8%、「障害にある方に関すること」と答えた方が23.2%となっています。



## ⑩悩み・福祉の相談先としての認知度

悩み・福祉の相談先としての認知度としては、「地域包括支援センター」と答えた方が37.2%と最も多く、次いで「保健センター」と答えた方が35.5%、「消費生活センター」と答えた方が28.4%、「民生委員・児童委員」と答えた方が26.0%となっています。





## (2) 関係団体等アンケート調査

### ■分野別の回答数

分野	有効送付数	回答数	回収率
高齢分野	102	47	46.1%
障害者分野	31	13	41.9%
障害児分野	8	3	37.5%
児童分野	29	14	48.3%
NPO団体	52	18	34.6%
市民活動団体	47	16	34.0%
ボランティア団体	59	38	64.4%
八千代市赤十字奉仕団	1	1	100%

※回答のうち、1件は団体名等の記載なし。



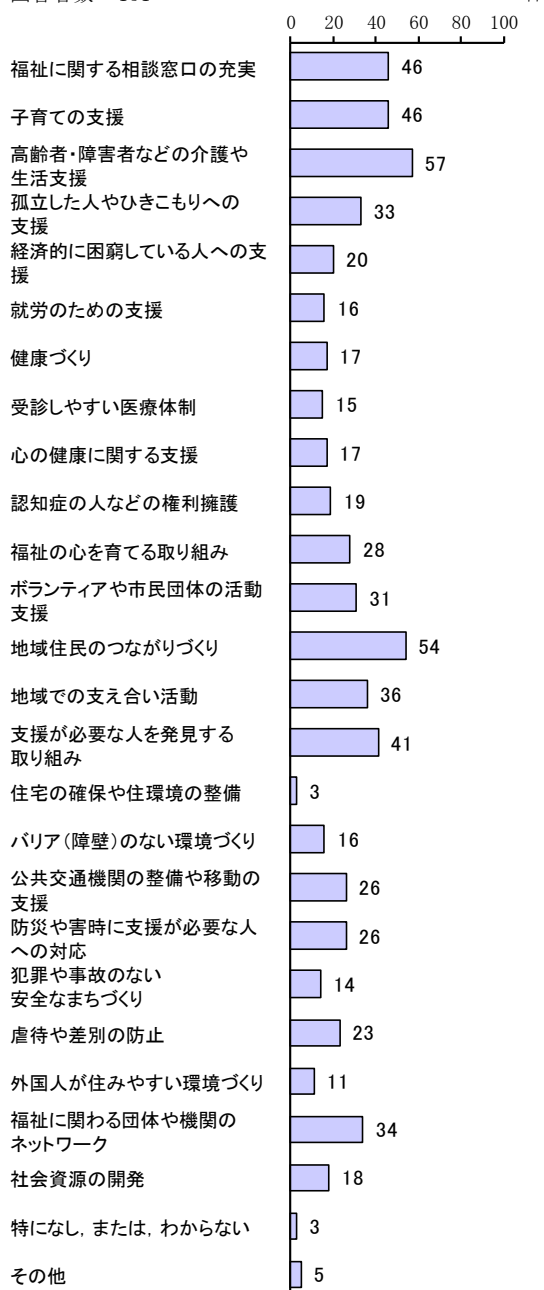
## ①地域福祉や相談支援を充実するために取り組むべきこと

地域の福祉を充実するために、優先的に取り組むべきこととしては、「高齢者・障害者などの介護や生活支援」(57件)、「地域住民のつながりづくり」(54件)が多くなっています。

包括的な相談支援の仕組みを充実するうえで、優先的に取り組むべきこととしては、「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」(68件)が最も多くなっています。

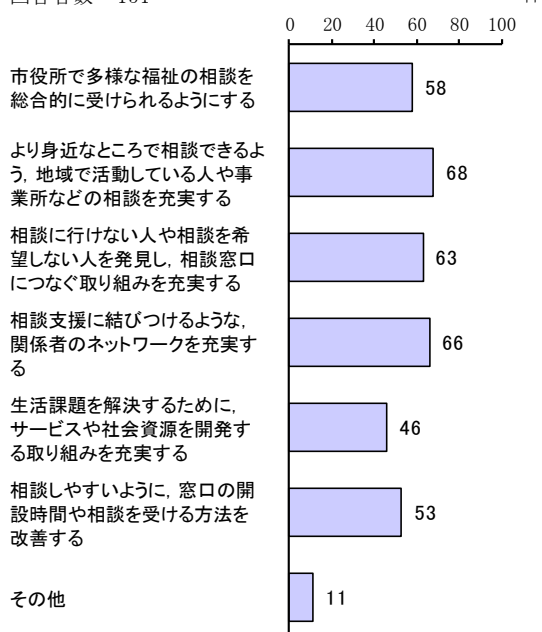
地域の福祉を充実するために、  
優先的に取り組むべきこと

回答者数 = 151 件



包括的な相談支援の仕組みを充実  
するうえで、優先的に取り組むべきこと

回答者数 = 151 件



## ②地域の課題や不足していると思うこと

地域の課題や不足していると思うこととしては、「そう思う」が「世代間の交流が少ない」(62件)、「地域の中に気軽に集まれる場所が少ない」(60件)において多くなっています。

地域の課題や不足していると思うこと

単位：件

地域の状況	そう思う	どちらとも いえない	そう思わ ない	わからない
1 あいさつをしない人が多い	27	49	47	12
2 緊急時・災害時の行動や対応がわからない	51	59	22	5
3 不審者や詐欺などの犯罪の増加	42	51	17	25
4 交通マナーが悪い(信号無視, 携帯電話使用運転など)	58	45	25	8
5 道端のごみが増えた(たばこ, 投げ捨てごみなど)	30	53	45	6
6 地域での子どもの見守りがなされていない	14	39	63	20
7 隣近所との交流が少ない	48	57	24	8
8 世代間の交流が少ない	62	46	15	11
9 地域の中に気軽に集まれる場所が少ない	60	43	22	11
10 健康に対する意識が低い	19	60	38	16
11 障害のある方に対する理解が不足している	50	60	10	13
12 その他	9			

### ③活動する上での困りごとや課題

活動する上での困りごとや課題は、「困っている」が「新しいメンバーが入らない」(62件)、「メンバーが高齢化してきている」(62件)、「リーダーや後継者が育たない」(52件)において特に多くなっています。

活動する上での困りごとや課題

単位：件

お困りごとや課題	困っている	どちらとも いえない	困ってい ない	わからない 該当しない
1 活動がマンネリ化している	14	45	53	17
2 新しいメンバーが入らない	62	25	28	17
3 リーダーや後継者が育たない	52	33	31	16
4 メンバーが高齢化してきている	62	31	28	15
5 活動場所（拠点）の確保が難しい	15	29	66	18
6 活動に必要な情報や専門知識が不足している	18	46	54	13
7 活動に関するアドバイスや指導が得にくい	15	42	58	15
8 支援を必要とする人の情報が得にくい	24	51	29	26
9 市民に情報発信する場や PR する機会が乏しい	28	53	31	18
10 地域とのつながりが希薄化している	20	60	32	17
11 活動資金が乏しい	32	43	29	24
12 その他	5			

#### ④地域の中で実施していること

地域の中で現在実施していることは、「実施している」が「他団体との連携や話し合いへの参加」（82件）において特に多くなっています。

今後の実施予定については、「今後、実施したい」が「地域活動や他団体の紹介などを掲載する広報やPR活動」（23件）、「地域活動をするリーダーの養成支援」（22件）において多くなっています。

地域の中で実施していること

単位：件

地域で実施していること	現在の実施状況		今後の実施予定 ※現在、実施していない 場合のみ回答	
	実施している	実施していない	今後、実施したい	実施予定はない
1 地域活動や他団体の紹介などを掲載する広報やPR活動	55	71	23	46
2 地域で生活するために必要な情報の提供	50	71	20	44
3 地域活動を行う場所の提供	36	83	13	63
4 専門的な知識やノウハウの提供	60	60	15	36
5 地域活動をするリーダーの養成支援	10	110	22	78
6 他団体との連携や話し合いへの参加	82	43	18	20
7 団体運営に関する助言	12	106	11	83
8 経済的な支援	9	115	9	94
9 成果を発表する機会の提供	28	94	19	65
10 その他		4		

### ⑤新たに交流や連携したいという意向について

新たに交流や連携したいという意向については、「高等学校」(28件)、「町会・自治会」(27件)、「大学・専門学校等」(27件)、「小学校・中学校」(26件)、「子ども会」(25件)、「商店街・企業・商工会」(24件)で多くなっています。

新たに交流や連携したいという意向について

単位：件

交流や連携する団体・機関	現在 している	今後、 関わりたい	交流や連携する団体・機関	現在 している	今後、 関わりたい
1 町会・自治会	48	27	10 小学校・中学校	44	26
2 民生委員・児童委員	37	16	11 高等学校	16	28
3 老人クラブ・長寿会	21	20	12 大学・専門学校等	14	27
4 子ども会	7	25	13 P T A・保護者会	12	19
5 福祉施設(福祉関係事業所含む)	77	8	14 医療機関等	51	13
6 ボランティア団体	45	12	15 社会福祉協議会	82	13
7 N P O法人・市民団体	40	9	16 行政機関	71	9
8 商店街・企業・商工会	19	24	17 その他	4	2
9 保育園・幼稚園等	34	22			



## ⑥地域の人が困っていることに今後対応したいこと

今後対応したいことについては、「ひとり暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる」(33件)、「ひきこもりの状況になっている人がいる」(31件)で多くなっています。

### 地域の人が困っていることに今後対応したいこと

単位：件

地域の人が困っていること	貴団体において	
	対応している	今後対応したい
1 子育て・育児で不安・悩みを抱えている人がいる	29	23
2 保護者の受診や急用時に子どもを預けることが出来なくて困っている人がいる	12	10
3 ひとり暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる	36	33
4 ひきこもりの状況になっている人がいる	20	31
5 認知症等で徘徊している人がいる	33	19
6 草むしりや庭の手入れなど、体力が必要なことが出来なくて困っている人がいる	14	25
7 食事作りや洗濯などの家事をすることが大変な人がいる	27	14
8 介助者がおらず一人暮らしをしている高齢や障害のある方がいる	43	15
9 買い物のための外出が一人では困難な人がいる	34	13
10 医療機関受診のための外出が一人では困難な人がいる	33	12
11 サロンや地域活動に参加するための外出が一人では困難な人がいる	21	16
12 介護者の外出時に障害者や高齢者を預けることが出来なくて困っている人がいる	29	13
13 障害や高齢などのために必要な情報が届かず困っている人がいる	30	27
14 虐待や暴力を受けている人(子ども含む)がいる	34	22
15 日常生活で金銭管理が上手く出来ない人がいる	19	15
16 消費者被害にあっている人がいる	11	10
17 仕事がなく生活に困っている人がいる	10	6
18 ごみ屋敷に暮らしている人がいる	14	13
19 複数の動物を飼っており、家屋が不衛生な状態の人がいる	5	10
20 日本語が分からず、地域で孤立している外国の人がいる	9	18

## 4 地域福祉を推進する様々な組織，機関，グループ，市民

### (1) 社会福祉協議会・支会

社協は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、市民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指し、地域にある様々な社会資源とのネットワークをつくり、多くの方々との協働を通じて地域福祉の推進を進めています。

また、市民一人ひとりの課題を地域全体の課題として捉え、その解決に向けお互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、本市の各地域には21の支会が組織されています。支会は、自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、長寿会、ボランティア等で構成されています。

### (2) 民生委員・児童委員協議会連合会

民生委員・児童委員は担当する地区の高齢者、障害を持つ人への医療・介護など生活上の心配ごとや、子育ての不安などの相談相手として活動しています。また、行政の各機関につないだり、福祉サービスの紹介なども行っています。

本市では、八千代市民生委員・児童委員協議会連合会が組織されています。また、令和2年10月1日時点で、224人（定数229人）の民生委員・児童委員が活動しています。

### (3) ボランティア・ボランティアグループ

市民一人ひとりの自発的な意思に基づき、地域社会を住みよくする活動や支援を必要としている人を支える活動などを行います。

社協にはボランティア活動のコーディネート（相談・情報収集・調整・紹介等）や人材育成（講座・研修会の企画）など様々なボランティア活動を支援するボランティアセンターが設置されています。ボランティアセンターに登録している団体は令和2年10月1日時点で60団体あります。

### (4) NPO法人

理念やミッションを共有し、社会をより良くしていこうという目標の下、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行う団体で、保健・医療・福祉分野、社会教育分野、まちづくり分野、災害救援分野、地域安全分野、人権分野など多岐にわたる分野でさまざまな活動が行われています。



## (5) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、法律の定めるところにより設立された法人です。社会福祉法人は、社会福祉事業のほか公益事業及び収益事業を行うことができます。

本市でも、介護保険サービスや障害福祉サービス事業、保育所等を運営する社会福祉法人が活動しています。

## (6) 福祉団体（長寿会連合会，赤十字奉仕団，共同募金会など）

長寿会とは、地域の高齢者が交流を深めるために自主的に組織された団体です。

赤十字奉仕団は、赤十字ボランティアの一つとして、「人道」という赤十字の精神や救急法等の普及、活動資金の募集、災害時の活動、献血推進など赤十字事業を推進するための団体です。

共同募金会は赤い羽根をシンボルとする共同募金運動を行う社会福祉法人で、都道府県ごとに組織されています。

他にも、障害のある人自身の立場から、人権の保障、社会への参加を推進する障害当事者団体など、それぞれの組織の目的の下、幅広い活動を展開しています。

## (7) 市民の様々な活動

地域においては、サロン活動や世代間交流、見守り活動や地域のお祭りなど、様々な個人や団体が多様な活動に自主的・自発的に取り組んでおり、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

## (8) 子ども食堂，職能団体，地元企業など

近年、様々な子どもたちに対し、食事の提供を通じて、食育や地域における居場所確保の機会を提供する子ども食堂といった活動が全国に広がっています。本市においても、社協や地元企業、ボランティア等によって実施されています。

また、社会貢献活動に取り組む企業も増えてきています。職能団体や企業も市民、ボランティア団体や地域団体などと同様に地域を構成する一員であり、職能団体や企業が持つ「技術・知識・人材・情報」など様々な社会資源を地域に還元することで地域や社会に貢献することにつながります。



## 計画の理念と目標

### 1 基本理念

「八千代市第5次総合計画」では、市の目指す将来都市像を「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」と定め、「誇りと愛着」「共生と自立」「安心と安全」を基本理念とし、基本目標「ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり」のもと福祉施策を推進しています。

地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、市民が抱える課題は多様化・複雑化しています。これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である市民が、地域の課題を自らのものにとらえ、主体的に地域福祉活動に参画することが必要です。さらに、地域活動団体、ボランティア団体、社協などと市が連携を図りながら、地域が抱える複雑な課題を包括的に対応していく体制が求められます。

本計画では、総合計画の目指す将来像や基本理念を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の概念の下、基本理念を「お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市 ～一人ひとりを大切に～」とし、本市に暮らすすべての人が、自立し、支え合い・助け合いのこころを持ち、生涯にわたってこのまちに暮らし続けたいと願う、福祉のまちづくりに取り組みます。

#### 【 基本理念 】

お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市  
～一人ひとりを大切に～

## 2 基本目標

令和元年度から令和2年度に実施した市民アンケート、関係団体等アンケート、地域福祉シンポジウム、地域懇談会などから浮かび上がってきた本市の地域福祉の現状と課題、ニーズを踏まえ、これから市民、地域・関係団体、社協、市が一体となって目指す八千代市の地域共生社会の形について、協議会において協議・検討を行い、基本目標を3つあげています。あわせて、この基本目標を達成するため必要と考えられる施策の方向性として19の項目を掲げました。

### (1) 支えあい、たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりの地域福祉への関心を高め、地域生活課題を自ら解決するために、市民活動に取り組むような地域づくりが必要です。

本市においても、市民アンケート調査や地域懇談会の声から、地域のつながりの希薄さ、社会的な孤立というものが課題として挙げられています。また、世代に関係なく社会との接点がなく孤立した生活となっている人への支援の必要性、支え合い・助け合いの意識を育む福祉教育の大切さ、外国人と地域との連携や共有の必要性といった、人と人とのつながりが重要視されています。

基本目標では、これらの土壌を整えて育てていく文化を、子どもから大人まで親しみやすいように「ふくし文化」と表記し、このような「ふくし文化」を育む人づくりと地域づくりを進めるため、地域活動団体を支援し、支え合い・助け合い機能を高め、地域生活課題の解決に向けた支援体制を整備します。

### (2) 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり

市民の生活は多様化しつつあり、地域で安心して暮らしていくためには、お互いを尊重し、存在を認め合うことが必要になっています。また、近年の自然災害の頻発に伴い、防災に関する意識は高まっています。

本市においても台風の被害に見舞われるなど、市民にとって深刻な課題となっており、市民の危機意識も高まっている状況です。地域には、安否確認や訓練を実施している自治会もあり、市民同士の助け合いのネットワークの構築、防災をきっかけにした地域福祉の推進が重要となっています。

また、権利擁護の充実や地域組織・団体の活動等により、地域で支え合いながら生きがいをもって生活できるよう支援します。

さらに、誰もが不自由なく、尊厳が保たれ、安心して暮らすことができる地域をつくるため、様々な価値観を認め合える環境づくりを進めながら、市民・地域団体・市が協働で福祉のまちづくりに取り組みます。

### (3) 地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり

少子超高齢社会や核家族化の進行、世帯の少人数化の進行などにより社会状況が変わりつつある中、市民が抱える問題は複雑化し、福祉ニーズも多様化しています。また、支援を必要としているにもかかわらず、課題を抱え込んだまま孤立してしまうことが問題になっています。

市内それぞれの地域では、都市的な地域と豊かな自然環境をもつ地域で交通の便がまったく異なっているなど、地域の環境に違いがあります。身近な地域において、潜在的なニーズを把握して、支援に結び付けることの重要性も市民からの意見として挙がっており、身近な地域で気軽に相談できる体制の構築が重要です。

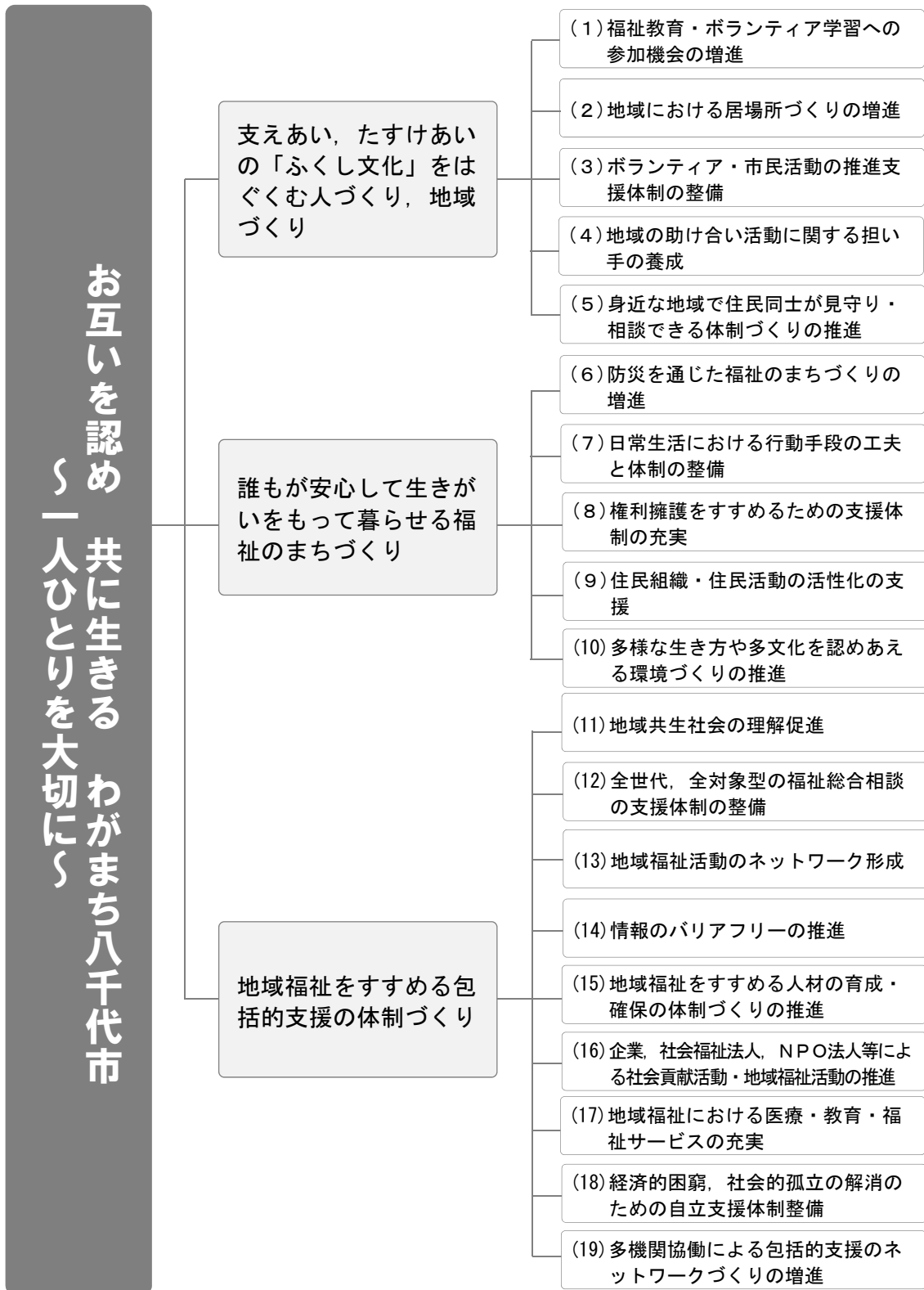
地域で暮らすすべての人が適切な支援やサービスを受けられるよう、地域福祉活動のネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関や地域団体等と連携し、だれもが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談体制を整備します。

### 3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕





## 施策の方向性

### 基本目標 1 支えあい、たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

#### (1) 福祉教育・ボランティア学習への参加機会の増進

障害者に対する地域の理解が不足していることが課題として挙げられるなか、今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが重要です。

おもいやりの心・やさしい心を持つことができるように、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を推進します。また、地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、福祉に関する講座の開催などを通じて、子ども、大人にかかわらず、福祉教育・ボランティア学習の機会を充実します。

##### 市の取組

- ◆福祉教育の推進
- ◆講演会、研修会などの開催

#### (2) 地域における居場所づくりの増進

地域福祉活動をする上で欠かせない居場所づくりを進めることは、地域との交流の機会を増やし、社会的孤立を防ぐことにもつながります。

地域福祉活動へのきっかけとして、サロンなどの交流の「場」への参加を促進します。また、地域の団体を支援するとともに、地域の社会資源を活用しつつ、どんな人でも参加できる交流の場づくりをすすめます。

##### 市の取組

- ◆地域交流場所等の情報提供
- ◆地域福祉活動の場づくりの支援

### (3) ボランティア・市民活動の推進支援体制の整備

ボランティア団体の課題として新しいメンバーが入らないこと、リーダーや後継者が育たないこと、また、情報発信の場が乏しいことなどが挙げられています。

そのため、各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。また、ボランティア団体や社協が中心となり、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、市民活動の活性化につながるよう支援します。

#### ■ 市の取組 ■

- ◆ボランティア・市民活動への参加促進
- ◆ボランティア・市民活動の活性化の支援

### (4) 地域の助け合い活動に関する担い手の養成

現在近隣の人に何か手助けしている市民の割合は多くはないですが、今後の手助けの意向がある市民は一定割合いることから、具体的な活動へつなげ、担い手を養成していく必要があります。

福祉分野における講座や研修会等を通して、地域の助け合い活動を行う人材の発掘・育成を進めます。

#### ■ 市の取組 ■

- ◆担い手の育成講座の開催

## (5) 身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進

世帯の少人数化や高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯など、見守りが必要となる住民が増えていくことが懸念されるなか、多くの人が地域で助け合える関係を深めていくことが必要となります。

そのため、日常生活の困りごとや悩みなどについて、地域の身近な人々がお互いに相談し合えるような取組を支援していきます。

また、地域で解決できない事柄や支援が必要な相談については、専門的な相談窓口へつなげられるよう、ネットワークを整えていきます。

### ■ 市の取組 ■

#### ◆ 地域での見守り・助け合いの推進





## 基本目標 2 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる 福祉のまちづくり

### (6) 防災を通じた福祉のまちづくりの増進

災害時における的確な情報入手や避難所での生活が不安視されており、災害発生時における助け合い活動への市民の関心は高くなっています。

災害時における特に支援が必要な人への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得て、支援体制を強化していきます。

また、日ごろから地域の中でのつながりがつくれるよう促し、お互いに声を掛け合い避難できるようにするとともに、高齢者や障害者、子どもなど配慮が必要な方を意識した災害時の支援体制の整備を行います。

#### 市の取組

- ◆地域の防災活動の促進
- ◆避難行動要支援者への支援

### (7) 日常生活における行動手段の工夫と体制の整備

地域の高齢化が進むなか、移動が困難な人のための公共交通や福祉有償運送など、外出等の移動手段の確保は重要となります。また、移動販売などの買い物支援やご近所同士の助け合いなど、地域で協力できる体制をつくることも大切です。

子ども連れや高齢者等利用者の利便性に配慮した施設の整備などに努めます。

#### 市の取組

- ◆ユニバーサルデザインの推進

## (8) 権利擁護をすすめるための支援体制の充実

虐待や暴力が増えてきている中、自分自身で権利を守ることが難しい方の人権が尊重され、自立して生活できるように支援していくことが必要です。

自身の判断能力が不十分になった際、専門職や家族・親族などの成年後見人に財産等を任せたいというニーズがうかがえることから、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。

### ■ 市の取組 ■

- ◆権利擁護体制の充実
- ◆DV・虐待等の防止・対応体制の充実

## (9) 住民組織・住民活動の活性化の支援

地域の支え合いを進める上で、自治会等身近な地域での活動を促進し、交流・連携を深め活性化を図ることが重要です。

身近な地域での住民組織・住民活動が活性化するよう支援します。また、自主的な住民活動を行っている人たちやこれから活動しようとしている人たちに対して、活動の情報提供の充実を図ります。

### ■ 市の取組 ■

- ◆住民組織・住民活動の支援
- ◆住民組織・住民活動の交流促進

## (10) 多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりの推進

外国人住民の総人口に占める割合が増加してきているなか、国ごとのコミュニティだけでなく、前から住んでいる住民との相互理解をすすめ、地域のつながりを深めていくことが必要です。また、多様な性である SOGI（ソジ）という新たな概念の確立を踏まえ、様々な生き方について相互に理解することが大切です。

地域に住む多様な文化を持つ人同士の交流を促進することや性的少数者など多様な生き方への周知啓発によって、様々な価値観を認め合える環境づくりに努めます。

また、誰にとっても生活しやすいまちとなるよう、支援体制を充実します。外国人住民の相談体制を整えたり、ひきこもり、ホームレス等の様々な課題を抱えた人への支援を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

### ■ 市の取組 ■

- ◆多文化交流の推進
- ◆外国人住民の相談・支援体制の充実
- ◆ひきこもり、ホームレス等への支援

## 基本目標3 地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり

### (11) 地域共生社会の理解促進

地域の支え合いに関して、共生のまちづくりの意識を持つ人が少ない、地域福祉に対する理解が希薄と感じている関係団体等が多く、地域での福祉への関心や理解を深めていくことが求められます。

地域共生社会の理解を促進していくため、地域福祉の重要性や、支え合い・助け合いの大切さをより多くの人に広げます。

#### 市の取組

- ◆地域共生社会に向けた啓発の充実
- ◆支援が必要な人に対する理解の促進

### (12) 全世代、全対象型の福祉総合相談の支援体制の整備

さまざまな悩みや困りごとを持つ人が気軽に相談できる場所が求められており、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できる包括的な相談体制の構築が必要です。

地域のニーズを的確に把握するために、相談窓口のネットワーク強化や情報提供を充実させます。また、一体的なサービスの提供のために、福祉の総合相談体制を充実させます。

#### 市の取組

- ◆福祉の総合相談体制の充実
- ◆福祉に関する情報発信

## (13) 地域福祉活動のネットワーク形成

地域の支え合い活動において、さまざまな活動を行う人をつなぐネットワーク形成が重要となるなか、新たに交流・連携したいという意向のある関係団体等は一定数あり、交流・連携へのニーズがうかがえます。

そのため、関係団体間の連携を深めることにより、包括的な地域福祉活動を推進します。また、地域課題に柔軟に対応できるよう、地域住民と団体等との交流の機会を図ります。

### ■ 市の取組 ■

- ◆地域課題の共有の場づくり
- ◆福祉活動の連携強化

## (14) 情報のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、外国人など様々な情報を得ることが難しい方がいるなか、誰に対しても、必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図り、情報のバリアフリーを推進します。

### ■ 市の取組 ■

- ◆福祉等に関する情報提供の充実
- ◆ニーズに応じた情報配信の充実

## (15) 地域福祉をすすめる人材の育成・確保の体制づくりの推進

地域の関係団体においては、メンバーの高齢化や新しいメンバーが入らないこと、リーダーや後継者が育たないことが課題となっており、地域福祉をすすめる人材の育成が重要となっています。

地域活動の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動の場の提供、研修等による人材育成を支援します。

### ■ 市の取組 ■

- ◆研修等による人材の育成
- ◆社会福祉従事者の専門性の向上

## (16) 企業、社会福祉法人、NPO法人等による社会貢献活動・地域福祉活動の推進

地域の関係団体においては、地域での様々な困りごとに今後対応したいと考えている団体もみられ、前向きな取組の姿勢がうかがえます。

そのため、社会福祉法人、NPO法人等の地域・関係団体が、企業などと共により活発に福祉活動が行えるよう支援します。また、団体活動への市民の積極的な参加を促します。

### ■ 市の取組 ■

- ◆企業等との連携促進

## (17) 地域福祉における医療・教育・福祉サービスの充実

要支援・要介護認定者や障害者など、医療や福祉サービスを必要とする住民が増加しているなか、住民のニーズを把握し、適切なサービスの提供と充実を図ることが求められています。

そのため、住民が抱える多様な生活課題に対し、より利用しやすいサービスの提供・周知を図ります。

### ■ 市の取組 ■

- ◆福祉サービスの充実・適切な利用促進
- ◆日常生活支援の促進

## (18) 経済的困窮、社会的孤立の解消のための自立支援体制整備

本市においても、経済的に困窮している住民が増えてきており、社会に埋もれやすい課題を抱えている方に対する体制整備が求められています。

そのため、経済的に困窮している生活困窮者や、社会的孤立により様々な支援を必要とする人に対して、専門機関等との連携のもと、自立に向けた支援を行っていきます。

### ■ 市の取組 ■

- ◆生活困窮者等の自立支援の充実

## (19) 多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進

住み慣れた地域での暮らしを支える包括的な支援の実現のためには、関係機関が協働して支援に取り組むネットワークが重要となります。

そのため、地域での課題解決に向けて、市や社協、関係機関等が受け止め、解決策を共同で考えていくことができるネットワークづくりを進めます。

さらに、具体的な支援につながるよう多機関・多職種が協働した支え合い活動を充実していきます。

### Ⅰ 市の取組 Ⅰ

- ◆多機関協働によるネットワークの構築
- ◆地域団体の連携強化







## 計画の推進と進行管理

### 1 継続的な計画の推進

#### (1) 市民、地域・関係団体との協働による計画の推進

一人ひとりが地域の中で自立し、地域への関心を深め、個々が支え合い・助け合うことにより、コミュニティをつくりあげていくことが地域福祉の根幹です。市民が主体であり市民の協力がなければ、地域福祉を継続的に推進していくことは困難です。

そのため、市民、地域・関係団体、市などの地域福祉の推進に関わる全ての人の主体的な参加や協力の下に連携し、推進していくことが大切です。

市民一人ひとりと、地域住民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社協、市などがそれぞれの役割、特性を活かしながら、相互に連携・協力して地域における福祉課題の解決に取り組みます。

#### (2) 社会福祉協議会との連携

地域福祉は、公的な支援による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民やボランティア・NPO団体等地域の力を活用した「互助・共助」による支え合いが欠かせないものとなっています。

市は自助や互助・共助を支援していく役割を担っており、一方、社協は互助を推進していく立場にあります。このことから、地域福祉の増進には両者が一体となった取組が不可欠のため、これまで以上に連携を強化し、協力する体制を確立していきます。

### (3) 計画の展開と普及啓発

地域福祉計画は、市民、地域・関係団体、市などの地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し推進していかなければなりません。

計画の推進にあたっては、まず、地域福祉の理解を広げるために、地域福祉計画を多くの市民に知ってもらうことが必要です。このため、計画の周知にあたって市広報やホームページなどを活用するとともに、地域福祉に関わる各種の話し合いや活動の場、関係課で実施する事業などの様々な場面においても積極的な計画の周知に努めていきます。

## 2 計画の進行管理

### 計画の進行管理と評価体制

本計画を策定してきました協議会により、今後は、計画の進捗状況を確認していくこととします。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、市民アンケート調査の実施等により、地域の状況や計画の進捗状況を確認していきます。

また、協議会に実施状況を報告し、委員の意見を求めながら、本計画の進行管理及び評価を行っていきます。

